# JAうつのみやの現況

(令和4事業年度)



令和5年6月 宇都宮農業協同組合

## 目 次

ごあ	い	さ	つ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1.	経	営	方	針				•	•												•	•	•	•	6
2.	経	営	管	理	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3.	令	和	4	年	度	事	業	の	概	況		•									•				8
4.	金	融	商	品	の	勧	誘	方	針		•	•			•	•	•				•	•		•	9
5.	利	益	相	反	管	理	方	針		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	10
6.	金	融	円	滑	化	に	か	か	る	基	本	的	方	針		•			•	•	•	•	•	•	11
7.	農	業	振	興	活	動			•	•	•	•				•	•				•	•	•		12
8.	地	域	貢	献	情	報			•	•	•	•				•	•				•	•	•	•	14
9.	IJ.	ス	ク	管	理	の	状	況		•				•			•				•	•	•		16
10.	自	己	資	本	の	状	況		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	-		•	•	22
11.	)	Ì	な	事	業	の	内	容						•		• • //	•	• •		•	•		•	•	23
(2		-	-			フ	ァ	1		ネ	ツ	<b>\</b>	(貝	了宝	仓者	钉钳	<b>未</b> 記	隻0	D月	<b>X</b>	ノ糸	Ħ∂	<b>'</b>		35
L₩±	决			_	20																				
_	次 貸		-																						37
							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	38
2. 3.	損: *		-				_	Ė	•	-⊥ -	· 生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30 41
	-	-	-	ン	그	•	)	Н		āΤ	昇	書		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	41
	注			hn	• ~	- -:	• ~~	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	剰	_		-						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
6.								_					•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
7.							-	-	-	=	ימ	ימ	ත	帷	認		•	•	•	•	•	•	•	•	71
8.	会	計	<b>.</b>	<b>企</b>	人	(J)	監	<b>全</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
${f I}$	損	益	の	状	況																				
1.	最	近	の	5	事	業	年	度	の	主	要	な	経	営	指	標		•	•	•	•	•	•	•	72
2.	利	益	総	括	表		-	•	•	-					-			-	-	-	-	-	•	•	73
3.	資	金:	運	用	収	支	の	内	訳												-			-	73
4.					_						額														74

II Ą	<b>事業の概況</b>	
1. 信	言用事業	
(1)	貯金に関する指標 ・・・・・・・・・・・・	75
1	科目別貯金平均残高	
2	定期貯金残高	
(2)	貸出金等に関する指標・・・・・・・・・・	75
1	科目別貸出金平均残高	
2	貸出金の金利条件別内訳残高	
3	貸出金の担保別内訳残高	
4	債務保証見返額の担保別内訳残高	
<b>⑤</b>	貸出金の使途別内訳残高	
<b>6</b>	貸出金の業種別残高	
7	主要な農業関係の貸出金残高	
8	農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示	
	債権区分に基づく債権の保全状況	
9	元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク	
	管理債権の状況	
10	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
11	貸出金償却の額	
(3)	内国為替取扱実績 ・・・・・・・・・・・・	81
(4)	有価証券に関する指標(・・・・・・・・・・	81
1	種類別有価証券平均残高	
2	商品有価証券種類別平均残高	
3	有価証券残存期間別残高	
(5)		82
1	有価証券の時価情報等	
2	金銭の信託の時価情報等	
3	デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、	
	有価証券関連店頭デリバティブ取引	
•	<b>+済取扱実績</b>	
	長期共済新契約高・長期共済保有高 ・・・・・・	84
	医療系共済の共済金額保有高 ・・・・・・・・	84
(3)	介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済	<u> </u>
•	金額保有高	85
	年金共済の年金保有高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
(5)	短期共済新契約高 ・・・・・・・・・・・・	85

IV	経営諸指	<b>i標</b>																				
1.	利益率	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		86
2.	貯貸率・	貯	正率	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		86
V	自己資本	(の	充実	<b>の</b>	状	況																
	自己資本					-	_	-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		87
	自己資本								事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•		89
3.	信用リス	クリ	こ関	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		91
4.	信用リス	ク	削減	手	法l	=	関	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•		95
5.	派生商品	取	引及	び	長	期	決	済	期	間	取	引	の	取	引	相	手	の				
	リスクに		-	-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		96
6.	証券化エ	つ	スポ	<u>`</u>	ジ・	ヤ・	_	に	関	す	る	事	項		-	•	•	•	•	•		96
7.	出資その	他	これ	.1=	類	す	る	I	ク	ス	ポ	<u>`</u>	ジ	ヤ	_	に	関	す	る	事		96
	項																					
8.	リスク・	ウ	ェイ	1	の	<b>孙</b>	な	し	計	算	が	適	用	さ	れ	る						
	エクスオ				-	-	-	_	-	項		•	•	•	-	•	•	•	•	•		98
9.	金利リス	くクリ	こ関	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	-	-	•	•	-	•		98
VI	グルーフ	プの	既況	ļ																		
1.	グルーフ	າດ≀	事業	系	統[	义		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
2.	子会社の	)状	兄	•	•	-		•	•	•	•	•	-		-	•	•	-	•	•	•	100
3.	子会社σ	財	産及	び	損:	益	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		101
【役	職員の報	洲	等】																			
1.	役員 •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		102
2.	職員等	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•		102
3.	その他	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		102
[ J	Aの概要	Į)																				
1.	機構図						•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•		104
	役員構成				_	)		•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	-	•		105
3.	会計監査	人3	の名	称		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		105
4.	組合員数	t		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•		105
5.	組合員組	1織(	の状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		106
6.	特定信用	]事	業代	理	業:	者(	<b>の</b>	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		106
7.	共済代理	直店(	の状	況		-	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	-	•	-	-		107
8.	沿革・あ	5 <b>/</b>	<b>3</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		108
9.	店舗等σ	こご	<b>室内</b>																			110

(注) 本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。

## ごあいさつ

平素よりJAうつのみやに対して格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も組合員や利用者のみなさまに、当JAに対する理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌は、みなさまに当JAの経営内容を正しく判断していただくために、経営方針や業績、事業内容などをできるだけ詳細に説明させていただきました。

ご理解、ご判断をいただければ幸いです。

さて、令和4年度を振り返りますと、新型コロナウイルスの 影響も収束していない中で、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する食料、資材、原油 など多くの分野での価格高騰に、農家もJAも苦しい経営を余儀なくされました。 さらに、アメリカは記録的なインフレを抑え込むために急速な利上げを行う一方、日 本は長期金利の抑制を続けたため、円安が進行しました。しかし、その後一転、日銀 は長期金利の上限引き上げを容認したため、債券価格の下落を招いています。

農業分野においては、かつてない規模で米の作付転換を進めた結果、米価は回復傾向にあります。また、園芸・畜産部門においても価格回復傾向となりました。一方、肥料・飼料をはじめ生産資材の価格高騰は農家経営を圧迫しました。本県JAグループはこの事態に対し、肥料・飼料の価格対策実施や生産資材高騰対策経営支援資金を用意するなど農家経営の支援にあたりました。

こうしたJAを取り巻く情勢から、令和4年度のJA経営は苦しい状況下での事業展開となりましたが、事業利益は54百万円、当期剰余金356百万円を確保することができました。これもひとえに組合員・地域のみなさま方のご支援・ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日より季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。しかし、ただちにコロナ以前の日常が戻ってくるわけではなく、引き続き、感染防止対策に取り組まなければなりません。また、ロシアのウクライナ侵攻についても見通しが立たず、世界的なインフレ傾向とそれに伴う金利の動向をはじめとする経済情勢は極めて先行き不透明な状況が続くものと思われます。

また、近年頻発する異常気象に加え、ウクライナ侵攻により食料の安定供給リスクが高まってきたことから、国は「食料安全保障強化政策大網」を令和4年12月に策定し、「食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題」と位置付けるとともに、食料安全保障の考え方を踏まえた食料・農業・農村基本法の見直しを図るとしています。

こうした情勢を踏まえ、当JAは、『持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画』の2年目に当たり、3か年計画のメインテーマで『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つの基本目標を踏まえつつ、必要な修正を行い、令和5年度事業計画を策定いたしました。農業・組合員・JAをめぐる情勢は不透明さを増しておりますが、地域の農業生産を維持・拡大させるため、新規生産者の確保対策や既存生産者の規模拡大対策等を実施していきます。また、総合事業を営む農業協同組合として組合員・地域のために継続して機能発揮できるよう、持続可能な経営基盤確立・強化の取り組みに引き続き取り組んでまいります。

令和5年度は、昨年度の総代会で承認いただきました『1. 持続可能な地域農業の確立』『2. 健全で安定的なJA経営』を基本方針とした、「営農経済事業改革」を4月よりスタートいたしました。組合員、利用者のみなさまにはご不便をおかけする内容

も含まれておりますが、①出向く営農体制・専門的対応による営農指導の強化、② J A営農施設の維持・更新、③生産資材価格の安定・低減など、将来にわたり信頼され安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。

結びに、食と農を基軸とし地域に根差した協同組合として相互扶助の理念に基づき、地域のみなさまに安全・安心な農産物を継続してお届けするため、「不断の自己改革」に挑戦してまいりますので、今後とも、みなさまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

宇都宮農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 俊伸

## ≪1. 経営方針≫

当JAは、理念である「希望の持てる農業」「地域のみなさまの快適な暮らし」づくりへの貢献に基づき、農家や地域住民の声に応え、願いを実現していくため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向け、役職員一体となって事業計画の達成に全力で邁進してまいります。

さらに、利用者のみなさまから信頼を得られるよう、「コンプライアンス・マニュアル」(法令等遵守手引書)に基づき、具体的な行動指針・諸規程等に則した経営に努めてまいります。

## ≪2. 経営管理体制≫

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、JAの適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンス(企業統治)の強化を図っています。

#### 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、JAの適切な内部統制の構築・運用に努めます。

#### コンプライアンスに関する体制

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① JAの理念及びJAのコンプライアンス・マニュアルを定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
  - ② 重大な法令違反、その他法令及びJAの諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
  - ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
  - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

- ⑤ JAの業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

## 情報管理に関する体制

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に 保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

## リスク管理に関する体制

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事はJAのリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、JA経営をとりまくリスク管理を行う。

## 業務の効率性に関する体制

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

#### 監事監査の実効性確保に関する体制

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通を図ることにより、効率的・効果的監査を支援する。

#### 業務の適正性確保に関する体制

#### 6. JA及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、 法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

#### 財務報告に関する体制

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計

処理を行う。

- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正 な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## ≪3. 令和4年度事業の概況≫

「持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画」の初年度として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つを柱として事業に取り組み、組合員・地域住民のみなさまの理解醸成(訪問活動や広報活動)を進めてまいりました。

米をはじめとする農産物価格が回復傾向となる一方で、肥料・飼料等生産資材の価格高騰は、農家経営を圧迫しました。本県JAグループはこの事態に対し、肥料・飼料の価格対策の実施や生産資材高騰対策経営支援資金を用意するなど農家経営の支援に当たりました。

米の計画的生産については、市町再生協議会が示した「作付参考値(面積)」に基づき「需要に応じた生産」に積極的に取り組みました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に取り組みました。

さらに、アクティブ・メンバーシップの強化を目的に、組合員の要望や意見を聞いたり、常勤理事や職員が組合員のお宅へ訪問するなど、対話を進めています。

この結果、収支面では事業利益は54百万円(計画比2億52百万円増加)、経常利益は4億46百万円(計画比3億21百万円増加)、当期剰余金は3億56百万円(計画比2億41百万円増加)を計上することができました。

また、自己資本比率(剰余金処分後)は、自己資本の増強に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る17.93%となり、経営の健全性を確保しています。

#### 主な事業活動と成果

#### 信用事業

各種キャンペーンを展開したことにより、貯金残高は 2,960 億円となりました。また、組合員・利用者の資産形成に資するため、ライフプランに応じた投信託の提案を実施しました。

貸出金については住宅ローンキャンペーンの実施や農業融資専任担当者を設置し、資金ニーズへの対応強化を進め、貸出金残高は前年比62億円増加し、688億円となりました。

なお、農業資金においては、資材費の急激な値上げなどにより影響を受ける農業者等を支援するため「生産資材高騰対策経営支援資金」を実施しました。

#### ② 共済事業

LAを中心とした3Q活動を通じ、組合員一人ひとりのニーズに合った保障の 提案を実施した結果、新契約高は334億円、保有高は6,037億円となりました。

#### ③ 購買事業

生産資材については、大型規格農薬の普及、資材価格高騰に伴い先取り予約や低コスト肥料の取り扱い、低利用・未利用者への推進にも努めた結果、購買事業全体の取扱高は67億円となりました。

#### ④ 販売事業

米については、コロナ禍の影響はいまだあるものの、積極的な作付転換により、飼料用米の収穫量は大幅に増加し、米全体の取扱高は34億円になりました。園芸は主要園芸品目のうち、トマトについては、主力産地の数量が減ったものの、いちごやなしの販売が好調であったことから83億円になりました。肉牛はコロナ禍から需要が回復しつつあるため、前年より単価高となり、出荷頭数は増加し、畜産物全体で取扱高は22億円になりました。

## ≪4. 金融商品の勧誘方針≫

当 J A は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者のみなさまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な 事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会について は、適切な対応に努めます。

## ≪5. 利益相反管理方針≫

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定め、取り組んでまいります。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業 関連業務、共済事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引で あって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

- 2. 利益相反のおそれのある取引の類型 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
  - (1) お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型
  - (2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
  - (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ 類型化します。
  - (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
  - (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
  - (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
  - (5) 利益相反管理統括部署は各課から相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。
- 4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 5. 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存 利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当 J A で定める内

部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を 定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。ま た、当 J A の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する 研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を 定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JAうつのみや総合企画室(028-625-3381)までご連絡ください。

## ≪6. 金融円滑化にかかる基本的方針≫

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。 また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
- 3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
- 4. 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者

再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等 (政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊 密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが 出来るよう、必要な体制を整備しております。 具体的には、

- (1) 専務以下、関係役員、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 代表理事専務を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本所融資審査部署を「金融円滑化管理責任部署」とし、金融円滑化管理責任者 の指示を受け、当JA全体の対応状況の把握に努めます。
- (4) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めるとともに、各支所に相談窓口を設置します。
- (5) 本所融資統括部門に相談窓口を設置するとともに、各支所等の相談窓口と合わせてその電話番号等を店頭掲示等により周知します。
- (6) 金融円滑化対応にかかる苦情については、専用窓口を設置しその電話番号等を 店頭掲示等により周知します。
- 7. 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性 を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ≪7.農業振興活動≫

当JAは、農業振興活動として、以下の活動を行っております。

(1) 農業関係の持続的な取り組み

①次世代総点検運動に基づく担い手確保・育成

国の新規就農者育成総合対策事業を受けられない農家後継者に対し、生産意欲の向上と早期の経営確立を図るため、当JA独自の「親元独立経営支援事業」により支援しています。(支援先11件 9,203千円)また、農業者の所得増大・農業生産の拡大を図るため、「営農振興・担い手育成積立金」を活用した当JA独自の「園芸施設導入支援事業」、「梨生産力向上支援事業」、「露地野菜生産振興支援事業」、「簡易パイプハウス支援事業」、「共同乾燥調製施設導入支援事業」、「牛白血病清浄化支援事業」により支援しています。(支援先合計 44 先24,050千円)

## ②マーケットインに基づく販売強化

重点市場へのロット集約を図るため、企画提案強化による契約取引・予約相対 取引を拡大し、取引先・販売先・販売単価の見える販売に取り組んでいます。

#### ③農業関連融資の状況

農業者の安定した農業経営のために、農業運転資金や設備資金などニーズに応じて、ご相談をお受けしております。また、情報収集の強化や迅速な対応により、利用者の満足度アップを図っています。

④地産地消・食育の取り組み

地元食材の学校給食への提供を通じて、「食」と「農」への理解を深める取り 組みを進め、地元農畜産物の消費拡大PR活動に努めています。

- (2) 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)
  - ①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針等を定め、対応しています。

②農業者等の経営支援に関する態勢整備

当 J A では、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、 円滑に対応することが出来るよう、態勢を整備しています。

③農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

当JAは、農業者等の経営支援に関する具体的な取り組みとして、下記のような具体的取り組みを実施しています。

- ア. 農業者をはじめとした地域活性化のための融資
  - ・生産資材価格高騰に対応した経営支援資金の設定
  - ・生産者と消費者をつなげる場の設定
  - 輸出支援
- イ. 担い手の経営の発展等に向けた支援
  - ・国や地方公共団体との連携した農業施策の活用
  - ・技術顧問や営農担当者と連携した営農技術指導や適正な肥料・農薬の使用
  - ・新規就農相談窓口の随時対応
  - ・顧問弁護士や税理士による法律・経営相談の実施
  - · 労働力確保対策 (無料職業紹介事業)
  - ・農業簿記記帳代行や農業経営販売分析・資料を活用した診断及び助言
  - ・経営不振農家に対する支援
- ウ. 農業者をはじめ地域の情報を活用した地域貢献
  - ・地場産野菜を用いた料理教室や親子農業体験教室の開催
  - ・行政と連携した食農教育事業の展開

## ≪8. 地域貢献情報≫

#### (1) 地域貢献に対する考え方

当JAは、宇都宮市、上三川町、下野市の一部(旧南河内町)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当JAでは、『希望の持てる農業・地域のみなさまの快適なくらしづくりに貢献します』を理念として、運営・経営にあたっております。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさまや地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた 社会貢献に努めています。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金 繰り支援や相談窓口の設置などの対応に努めています。

当 J A では、平成 2 6 年に事業継続計画 (B C P) における基本方針 (大規模災害への対応方針) を策定し、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めております。

56,622 百万円

## (2) 地域からの資金調達の状況

貯金 • 積金平均残高

組合員等	231,	6 0 2	百万円
(うち地方公共団体等	9,	7 5 2	百万円)
その他	64,	8 7 3	百万円
合 計	296,	4 7 6	百万円

#### (3) 地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組合員等

その他	9,	7 1 1	百万円
(うち地方公共団体等	6,	284	百万円)
合 計	66,	3 3 3	百万円
②融資取扱状況 (平均残高)			
住宅ローン	36,	0 1 0	百万円
教育ローン		93	百万円
自動車ローン	1,	2 4 7	百万円
営農ローン		1 6 4	百万円
農業資金	1,	4 6 7	百万円
農業近代化資金		6 1 6	百万円
就農支援資金		3 2	百万円

その他制度資金0 百万円その他26,700 百万円合計66,333 百万円

※ 上記「その他」には、資産活用資金、地方公共団体・金融機関等への貸出金 が含まれています。

※ 上記のうち、「農業近代化資金」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

#### (4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①文化的・社会的貢献に関する事項

JAは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。

このため、農業関連を中心とした総合的な事業を展開しております。

組合員以外の一般の方にも各種事業を利用していただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命などを果たしています。

また、次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食や子ども食堂に地元農 畜産物を提供する取り組みや、体験学習受け入れを行うとともに、平成24年度 より地域住民を対象に「アグリスクール」「女性大学」を開校し食農への理解・ 生活文化活動を展開しています。また、少子高齢化社会を迎えての高齢者福祉事 業を行うなど、各種サービスの提供なども行っています。

さらには、日光杉並木のオーナー制度への賛同により、世界遺産を後世に引き継ぐ取り組みの一翼を担うことで文化的貢献を果たすよう努めています。

#### ②組合員・利用者との関係性強化

当 J A では、組合員相互の親睦を図るとともに、地域のみなさまとの結びつきを強化するため、取り組みをすすめています。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、JAまつり(農業祭)をはじめ、中止となった取り組みがあります。

## ③情報提供活動

組合員向けに、毎月広報紙「アグリジャンプ」を発行して、JAの事業や地域の情報を提供しています。さらに、情報発信を強化するために准組合員向け広報紙「アグリうつのみやJOIN」を発行しています。また、地域住民や一般消費者のみなさまへの情報発信として、コミュニティー紙「アグリうつのみや」を発行しています。

その他に、ホームページを通じて、JA事業や農畜産物の情報を迅速に発信するとともに、みなさまからの情報やご質問・ご意見等はホームページ内のメール

フォーム(セキュリティ対策あり)でも受け付けています。

ホームページアドレス https://www.jau.or.jp eメール soumuka@jau.or.jp

#### ④地方創生に関する事項

農業の生産振興や地域の安全・安心の強化など、複数の施策事業において、連携・協力に取り組むことにより、地方創生のさらなる推進を図り、持続的なまちの実現を目指しています。

- ア. 宇都宮市との地方創生に関わる包括連携協定(平成30年11月締結)
- イ. 下野市との地方創生に関わる包括連携協定 (令和2年11月締結)
- ウ. 上三川町との地方創生に関わる包括連携協定(令和2年12月締結)

## ≪9. リスク管理の状況≫

#### ◇リスク管理能勢

金融の自由化、国際化の進展、規制緩和等が急速に進展する中で、JAの業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑多岐にわたり、量的にも拡大しています。このような中で、JA経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められています。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めなければなりません。このために、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営をします。

#### (1) 信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当 J Aでは、貸出金累積額が3,000万円(住宅ローンセンターについては4,000万円)を超える貸出先に対する貸出等に係る審査は、本所融資審査部署が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に付議す

るとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。 また、信用リスクを管理するために、1次査定部署・2次査定部署の役割を明 確化し、当JAが保有する資産を対象に適切な資産査定(自己査定)を実施し、 信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

資産査定による財務の健全化を図るとともに、債権特別管理委員会を定期的に 開催し、特別な管理を必要とする債権について協議するとともに、債権の保全・ 管理を図ります。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け 基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を管理し、定期的に理事会に報告 します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、教育・研修等を実施するなど 与信管理能力の向上に取り組みます。

#### (2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産(預金・貸出金・有価証券など)・負債(貯金など) 双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」ならびにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資金調達・運用の最適化、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

#### (3) 流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りの悪化や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、ALM委員会及びALM小委員会において、JA全体の資金繰り リスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支 払準備資産を確保します。

#### (4) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要

領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、 迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取り組み徹底等日常の事務リスクに対応するとともに、監査室により、内部監査の充実・強化を行い、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。さらに、総合企画室は事務リスクの把握とその対処指導、適切な自主点検を実施し、事務リスクの低減を図ります。

JAの運営に重要な生産部会等組織会計を受託する場合、会計事務を受託する 管理者・担当者に対し事務指導を行い、適正な事務処理の徹底と内部監査の強化 を図ります。

#### (5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努め、また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払うとともに、適切な運用、必要に応じ内部情報システムの構築を行い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

#### (6) 法務リスク

法務リスクとは、経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、JAの信用の失墜や損失を被るリスクのことです。

JA事業は信用・共済・購買・販売・生活・指導等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、JAの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

従って、JAは、経営理念・基本理念、コンプライアンス・マニュアル等に則り、 リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

特に、独占禁止法の遵守を最重点事項の一つとして、適切なJA事業の展開を図ります。

#### (7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJAの評判を形成する内容が劣化し、JAへの安心度、親密度が損なわれることにより、JAの評判が低下するリスクのことです。

JAに対する評判を適切に把握し、積極的にJAの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

さらに、経営の健全性を判断するため、決算期に自己資本比率を算出し、情報を開示します。

また、組合員等利用者からの苦情申出には、迅速かつ誠実に対応するとともに、 JA全体で共有しその後の事業展開に活用します。

#### (8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、 新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

「JAうつのみや安全・安心な農畜産物供給推進対策本部」を設置し、JAうつのみや産農畜産物における安全性の確保と消費者等からの信頼性の確保を図ります。

また、当JAでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを 把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

#### ◇法令遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当JAの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

また、JAグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、JA栃木へルプライン(JAグループ内部通報制度)を構築しております。さらに、令和4年6月から全国JAヘルプラインが新設されました。JAの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております。

#### 受付電話番号

- ○JA栃木ヘルプライン
- JA職員に係わる事項 028-616-8555
- JA役員に係わる事項 028-616-1933 (宇都宮中央法律事務所)
- ○全国 J A ヘルプライン 03-6261-0270

#### ◇マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

当JAは、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

#### ◇プライバシーポリシー

当JAは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の みなさまの個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJAと しての重大な社会的責務と考えております。 当JAは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、みなさまに信頼されるJAであり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

#### ◇個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当 J A は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」 (以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個 人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する 情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む 個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。 利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表す るか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接 書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

#### 3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

## 4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等 (保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当 J A は、仮名加工情報(保護法第2条第5項) 匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に

従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報 保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進します。

#### 6. 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号法第 1 9 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、 ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲内においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

#### 8. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。 9. 苦情窓口

当JAは、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

#### ◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の 苦情等受付窓口(受付電話番号 0 2 8 -6 2 5 -3 3 8 1 < 祝祭日を除く月~金 8 時 3 0 分~ 1 7 時〉)。その他各支所でも受付を行っております。

#### ②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### •信用事業

①の窓口又はJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)(受付電話番号03-6837-1359)にお申し出ください。必要により埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターと協議をいたします。

#### • 共済事業

①の窓口又は下記にお問い合わせください。

JA共済相談受付センター

(受付電話番号0120-536-093)

(一社)日本共済協会共済相談所 (受付電話番号03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp

(公財) 日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

(公財) 交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

#### ◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの事業所すべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施 しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知 され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結 果の概要は定期的に理事会に報告しています。

#### ◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

## ≪10. 自己資本の状況≫

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る17.93%(前年度17.32%)となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資 4,585 百万円(前年度 4,568 百万円)に よっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク(業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク)の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

## ≪11. 主な事業の内容≫

## (1) 主な事業の内容

JAは、様々な事業部門をもった総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外のみなさまにもご利用いただくことができます。

また、当JAでは、109人のファイナンシャルプランナー(FP)を配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ(貯蓄計画、税金対策、相続問題等)に応じた総合的な生活設計計画(ライフプラン)を提案しております。

次に主な事業内容についてご案内いたします。

## ◇信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJAバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、みなさまからお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJAが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み(JAバンク・セーフティーネット)を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行の1.2%(令和4年9月期、金融庁公表)を下回る0.56%となっています。このように、JAはみなさまの信頼に応えることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

#### ① 貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者のみなさまからの貯金をお預かりしております。普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

#### ≪主な商品のラインアップ≫

	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落
	としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利
米マサク	用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便
普通貯金 	性を持っています。ただし、ATMによる一日当たりの払出限度額は原則
	として50万円となっております。また、ペイオフでも全額保護される決
	済用貯金も取り扱っております。
	「貯める、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定
(1) A	期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている
総合口座	定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させて
	いただくことも可能です。
	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間 (7日間) 経過
通知貯金	  後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知ら
	せください。

貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金 利は、お預入残高に応じて、段階的に有利になります。(金利情勢によ り、金利が同じになる場合があります。)
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月~5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率 で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月~5年以内 の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。 口座開設時に積立期間や満期日を定めないで積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて 資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月~7年 以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

## ②融資業務

組合員や地域住民のみなさまへ住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン 商品を提供しているほか、農業者・事業者のみなさまへアグリマイティー資金等 のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

## ≪主な商品のラインアップ≫

マイカー	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに
ローン	関する様々な用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でも
	ご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など
	幅広くご利用いただけます。他金融機関等ですでにご利用の住宅ロ
	ーンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居
	費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォーム	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチン・造園・物置工
ローン	事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

#### ③為替業務

全国 J A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替のお取扱いをしております。

#### ④国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債、固定利付国債(新窓 販国債)は毎月発行されます。

#### ⑤投信窓口販売

各種投資信託の募集・販売等を取り扱っております。なお、元本及び分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

#### ⑥サービス・その他

当JAでは、次のようなサービスを提供しております。

- ア. オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業 主のみなさまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、 デビットカードサービスなどのお取り扱い
- イ. パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休・24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「JAネットバンク」サービス
- ウ. 全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、さらにはセブン銀行・ローソン銀行・イーネットのATMなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス
- エ. JA窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・ 地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペ イメントネットワークサービス
- オ. 組合員・利用者のみなさまに安心、便利で多彩なサービスの一環としてご 提供している J A カード (クレジットカード)、I C キャッシュカード機能 とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードのお取扱い

その他、偽造キャッシュカード等金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起、ATMにおける覗き見防止措置、さらには手のひら生体認証システムにより安全性を向上させたICキャッシュカードの発行など、各種対策を講じております。

#### ⑦ご利用者対応

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、24時間体制の監視センターを設置し、利用者が安心して JAの信用サービスを受けられるよう努めております(受付電話番号0120-08-065)。

## ⑧手数料一覧(令和5年6月1日現在) 標記の手数料には、消費税(10%)が含まれています。

#### ◇為替手数料

種目			当 JA 本支所宛	他金融機関(他 JA)宛					
1年 日		3万円未満	220円	660円					
I. → . > +	電信扱い	3万円以上	440円	880円					
振 込	· ** ** *** * * * * * * * * * * * * * *	3万円未満	220円	660円					
	文書扱い	3万円以上	3万円以上 440円						
یر	2 味 白 卦 Ÿ △	3万円未満	55円	220円					
, A	官時自動送金	3万円以上	55円	550円					
	代金取立料	他金融機関宛(小切手)	1, 100円						
	送金・振込の組戻料			1, 100円					
その他	不渡手形返却料		1, 100円						
~ V)1111	取立手形組戻料	1, 100							
	取立手形店頭呈示料	1, 100円							
		※但し、1,100円を超える取立経費を要する場合はその実費を申し受けます。							

<sup>※</sup>振込で、50枚を超える硬貨の場合は、店頭硬貨整理手数料が別途かかります。

## ◇ATM手数料 (提携金融機関のキャッシュカードを当 JAのATMで使用した場合の手数料)

	1 101 1 3/01								
		稼働時間	JA バンク (当 JA 含む)	JFマリン バンク	三菱 UFJ 銀行	ゆうちょ 銀行	他金融 機関		
	平日	8:45~19:00	無料	無料					
入 金	休日	9:00~17:00 (土·日曜·祝日)	無料	無料					
	平日	8:45~18:00	無料	無料	無料	110円	110円		
	半日	18:00~19:00	無料	無料	110円	220円	220円		
出金	土曜	9:00~14:00	無料	無料	110円	110円	110円		
212	上唯	14:00~17:00	無料	無料	110円	220円	220円		
	日曜•祝日	9:00~17:00	無料	無料	110円	220円	220円		

<sup>※12</sup>月31日の扱いは、その日の曜日を適用します。

## ◇ATM振込手数料

ご利用カード	県内 JA	のカード	他金融機関のカード			
振込先 振込金額	当 JA 本支所宛	他金融機関宛	当 JA 本支所宛	他金融機関宛		
3万円未満	無料	330円	110円	440円		
3万円以上	無料	440円	220円	660円		

<sup>※</sup>他金融機関のカード利用の場合は、別途ATMの利用手数料がかかります。

## ◇JAネットバンク手数料

	当 JA 内	県内 JA	他金融機関(県外 JA)
3万円未満	無料	110円	165円
3万円以上	無料	220円	330円

## ◇法人ⅠAネットバンク手数料

◇伝八」Aイツトバング于数科					
	サービ	金額			
基本サービス(照	景会・振込サービ	1, 100円			
基本サービス+	伝送サービス(デ	ータ伝送・ファイ	ル伝送)	3, 300円	
		同一支所内 の振込	当 JA 本支所・ 県内 JA への振込	県外 JA 及び農林 中央金庫への振込	他金融機関 への振込
# <b>=</b> \1	3万円未満	無料	110円	220円	220円
振込	3万円以上	無料	330円	440円	440円
総合振込	3万円未満	無料	110円	220円	220円
松石饭及	3万円以上	無料	330円	440円	440円
<b>◇人と 帯と振</b> つ	3万円未満	無料	無料	無料	220円
給与•賞与振込	3万円以上	無料	無料	無料	220円

#### ◇両替手数料

両替枚数	1~50枚	51~100枚	101~500枚	501~1000枚	1001 枚以上
手数料	無料	550円	825円	1,100 円	500 枚毎550円加算

## 上記以外に

訪問による両替(1件) 1,100円	
--------------------	--

<sup>※</sup>ご利用は、1日1回までとさせていただきます。

#### ◇店頭硬貨整理手数料

硬貨整理枚数	1~50枚	51~100枚	101~500枚	501~1000枚	1001 枚以上
手数料	無料	550円	825円	1,100 円	500 枚毎550円加算

- ※1日に複数回に分けて入金する場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。
- ※硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。
- ※募金・義援金は除きます。 上記以外に

訪問によるご依頼(1件)	1, 100円

#### ◇その他手数料 (貯金業務)

細 目	金 額	備考
ICキャッシュカード再発行(1枚)	1, 100円	JAカード一体型を含む
通帳·証書再発行(1通·1枚)	1, 100円	
通帳発行手数料(1通)	1, 100円	個人に限る 定期貯金通帳および既存口座の通帳繰越は除く
残高証明書発行(1通)	330円	定例発行(センター作成)、都度発行(端末機作成)
残高証明書発行(1通)	1, 100円	窓口作成(手書き作成)
残高証明書発行(1通)	3, 300円	会計監査人制定用紙

<sup>※</sup>金種指定出金についても両替手数料を適用します。 ※枚数には紙幣を含みます。 ※1日に複数回に分けて取引する場合は、枚数を合算して手数料をいただきます。

スイングサービス手数料(1回)	110円	
取引是展现人主然或行	1, 100円	1口座(端末機検索)
取引履歴照合表等発行	22円	1枚
当JA内貯金口座振替	55円	委託契約に基づく
入出金コメント手数料	110円	1件
	11,000円	紙媒体1件
媒体持込手数料	5, 500円	DVD1件(データをExcelで作成したもの) ※電算センター持込は除く

<sup>※</sup>①18 歳未満②70 歳以上③新規就農者④年金新規受給者(予約・指定替え含む)は通帳発行手数料を免除することができます。

## ◇貸出事務手数料

科目	項目	金 額
	農業関連資金	無料
	住宅ローン(有担保)・住宅資金	33,000円
	住宅ローン(無担保)・リフォームローン	5, 500円
証書貸付金	資産活用資金·事業資金	55,000円
	マイカーローン・教育ローン・フリーローン等生活関連資金	5, 500円
	上記以外の不動産担保貸出	55,000円
	上記以外の資金	無料
手形貸付金	住宅資金つなぎローン	無料
	上記以外の資金(書替含む)	1, 100円
当座貸越	すべての資金	無料

## ◇条件変更手数料

科目	項目	金 額
証書貸付金	すべての資金	11,000円
手形貸付金・当座貸越	すべての資金	無料

## ◇全額繰上返済手数料

科目	項目	要 件		金 額
	住宅ローン	固定金利適用中		33, 000円
	住宅資金	上記以外		11,000円
	資産活用資金 事業資金	固定金利適用中	返済金額 5千万円未満	110,000円
証書貸付金			5千万円以上1億円未満	220,000円
			返済金額 1億円以上	330,000円
		上記以外	33, 000円	
	上記以外の資金			無料
手形貸付金	すべての資金		無料	

#### ◇その他手数料(貸出業務)

項目	金 額
融資証明書発行(1通)	11,000円
完済証明書発行(1通)	11,000円
返済計画表再発行(1件)	1, 100円
各種同意書発行(1通)	11,000円
ローンカード再発行(1枚)	1, 100円

#### ◇共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク(ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払う事によって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障制度です。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者のみなさまに「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力(ソルベンシー・マージン)比率がありますが、JA共済連の令和4年上半期は、1,299.4%(前年度末1,357.3%)で、経営の健全な水準とされる 200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しております。

JA共済は組合員・利用者のみなさまの多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー(LA)が組合員・利用者のみなさまのお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支所での窓口対応や電話応対を通じて、組合員・利用者のみなさまへ様々な情報提供、提案を行っています。

さらに、地域貢献活動を行っており、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動(交通安全教室等)を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動やJAくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

#### ≪主な保障のラインアップ≫

#### ①長期共済

共済期間が長く(5年以上)、事故があったとき、又は満期のときに共済金が 支払われます。主なものは次のとおりです。

終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズにあわせて特 約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型 終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生涯にわ たる万一の保障が確保できます。
一時払 終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障です。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときも備え られます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養 育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要 介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。
定期生命共済(逓 減期間設定型) ※令和5年4月~	ライフステージに合わせて万が一の保障金額を逓減させること で、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け取れ、一生涯保障や先 進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療 共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガ による入院・手術を手厚く保障します。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期 治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進 医療保障も加えることもできます。
特定重度 疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出 の増加に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害 (MCI) まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護 保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障しま す。
一時払 介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えること ができる保障です。

予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単
	な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されて
	いるので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害も、しっ
	かり保障します。また、保障期間満了時に、満期共済金をお受取
	りいただけます。

## ②短期共済

共済期間が短く(5年未満)、事故があったときに共済金が支払われます。主 なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場などの共済代理 店において、JAの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身や
自動車共済	
	ご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関
(クルマスター)	係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用ま
	で幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイクには法律で加入が義務づけられています。人身事故
	の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発など
	によって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が
	支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活などに起因する事故により、損害賠償
	責任を負担した場合に保障する共済です。
農業者賠償責 任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故・農作
	業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する
	共済です。

## ③共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしております。代表的な商品は次のとおりです。

2 12 1 2 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	JA組合員のケガ(地震等によるケガを含む。)によ
	る死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常
JA安心倶楽部	生活における他人への賠償責任(示談代行サービス
	付)及び携行品の損害など、日常生活のリスクを総合
	的に補償します。
	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任
JA自転車倶楽部	(示談代行サービス付)と交通事故等によるケガを補
	償する、JA組合員向けの商品です。
	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広
個人用火災総合保険	い補償をニーズに応じて提供する掛捨型の火災保険商
(Нарру Ноте 2)	品。「Happy Home2」は住宅ローン利用者向けの商品、
(安心あっとホーム)	「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の
(すまいるリビング)	商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの
	商品です。
	農業生産、加工、販売、飲食業に関するリスク対策と
農業応援隊	して、賠償責任リスク、加工品回収リスク、労務管理
	リスク、休業リスクなどを包括的に補償します。
	農業法人等の事業者を取り巻く労働災害リスク対策と
JA共済	して、業務災害が発生した場合の「従業員等への補
労働災害保障制度	償」及び「事業者の使用者責任」を包括的に補償しま
	す。
農業者賠償責任保険	農作業中の農薬飛散や飛び石といった施設リスクや食
※令和4年4月~	中毒等の生産物リスク、預かった農機具等にかかる保
新規取扱い中止	管物リスクへの賠償事故を総合的に補償します。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、誤って
	他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え
ゴルファー保険	法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、
	ホールインワン、又はアルバトロス達成時の補償がワ
	ンセットになった保険です。
l	1

#### ◇販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者のみなさまのニーズに応じた「安全・安心な農畜産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農畜産物を地域のみなさまに提供するため、直売所の運営などの事業についても積極的に取り組んでいます。

さらに、関係機関やJA全農とちぎと連携し、にっこり梨等の輸出による新たな需要の開拓やJAブランドのPR強化により販路拡大に努めています。

このように、農畜産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指します。

## ◎直売所所在地

・JAグリーンインターパーク (宇都宮市砂田町526)

・JAグリーンかみかわち (宇都宮市下小倉町1218)

・南河内グリーンセンター (下野市緑1丁目4-1)

・えきの市場内JA農産物直売所

(宇都宮市川向町1-23JR宇都宮駅ビル パセオ1階)

・上三川いきいきプラザ農産物直売所 (上三川町大字上蒲生127-9)

#### ◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域のみなさまに供給する事業です。この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域のみなさまに安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

#### ◎葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬のいずれのニーズに もお応えできるよう24時間体制で受付しております。

・アトラス宇都宮ホール 028-660-5555

アトラスファミリーホール鶴田 028-633-9200、0800-888-4455

・アトラスかみのかわホール 0285-55-1555

#### ◇営農指導事業

営農指導は、JAの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農畜産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJAの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していこうとするものです。

#### <食の安心への取り組み>

安全・安心で信頼される農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、JAグループは生産履歴記帳運動を展開し、JAが取り扱う全ての農

作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、環境に優しい農業の実現のため、使用済み農業生産資材の回収などにも取り組んでおります。加えて、生産部会とともにGAP(農業生産工程管理)の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

さらに、福島原発事故に伴う放射性物質対策として、県と連携し農産物のモニタリング調査を引き続き実施しています。

## ◇JAくらしの活動

組合員及び地域住民との新しい関係を築き、JAの事業・組織基盤を強化するとともに、将来にわたって安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目的に、平成24年度よりアグリスクール・女性大学に継続して取り組んでいます。

アグリスクールでは、定植から収穫・加工までの各過程を体験することを基本と し、りんご摘果・収穫体験やいちご収穫・農産物パッケージ体験など、各種農業体 験や施設見学を開催しました。8活動12回に延べ202名が参加しました。

女性大学では、地域の女性24名を対象に、農業、生活、文化の講座を全3講座 開催し、地域住民との繋がり強化に努めました。

#### ◇国産農畜産物の消費拡大運動

国産農畜産物の重要性の理解促進及び消費拡大のため、「みんなのよい食プロジェクト」に取り組んでおり、情報提供や農業体験等を通じて国産農畜産物の魅力を伝え、地域の消費者に地産地消をすすめています。

#### ◇資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また、農と住の調和したまちづくりをめざす様々な事業を展開していくものです。

このため、転用相当農地等の売渡しや貸付けなどのほか、組合員が所有するアパートの管理や仲介業務も行っています。

また、組合員に対しその資産の有効活用を支援するため、意向に沿った提案を行うとともに、法律・税務相談会も開催しています。

#### ◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(カントリーエレベーター、選果場等)を設置して、ご利用いただいております。

#### ◇受託農業経営事業

子会社である株式会社 J A アグリうつのみやにおいて、農作業の受委託等を行い、地域農業の持続的発展を目指しています。

#### ◇高齢者福祉事業

高齢化社会のニーズに応えるため、介護保険の認定を受けた方を対象に訪問介護、居宅介護支援の介護保険事業や高齢者生活支援事業などを行っています。

## (2) 系統セーフティーネット (貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との二重のセーフティーネットで守られています。

#### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を運営しています。

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との二重のセーフティーネットで守られています。

#### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

## ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の 責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

# 【経営資料】

## I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

3 年度 4 年度 3 年度 4 年度 科 目 令和5年2月 科 Ħ 令和5年2月 令和4年2月 令和4年2月 28日現在 28日現在 28日現在 28日現在 産の 部 ) 負 債の 部 ) 沓 1. 信用事業資産 302, 164, 095 301.270.536 1.信用事業負債 301, 342, 914 301, 105, 313 (1) 現金 1, 243, 884 1, 262, 717 (1) 貯金 296, 733, 505 296, 074, 621 (2)預金 211, 310, 470 205, 225, 885 (2)借入金 2, 888, 745 2, 875, 228 211, 010, 904 1, 720, 663 204, 940, 301 (3) その他の信用事業負債 2, 155, 464 系統預金 299, 566 未払費用 31,081 25, 908 系統外預金 285, 583 (3)有価証券 25, 592, 400 24, 754, 150 その他の負債 1, 689, 582 2, 129, 556 国債 20, 319, 250 19,005,650 2. 共済事業負債 994, 508 991, 649 630, 600 地方債 610, 440 (1) 共済資金 566, 700 568, 719 4, 642, 550 5. 138. 060 (2) 未経過共済付加収入 427, 565 422, 686 社債 (4)貸出金 62, 692, 901 68,849,967 (3) 共済未払費用 242 (5) その他の信用事業資産 1, 427, 917 1,274,496 (4) その他の共済事業負債 243 未収収益 1, 042, 867 1, 196, 946 1, 232, 109 1, 122, 792 3. 経済事業負債 その他の資産 195, 808 151, 703 (1) 経済事業未払金 839, 952 1,040,163 103, 478 (6)貸倒引当金 163, 194 124, 203 Δ 96, 681 (2) 経済受託債務 2. 共済事業資産 2.781 5,981 (3) その他の経済事業負債 39.720 32.579 1, 672, 054 378, 290 3. 経済事業資産 1,923,235 4. 雑負債 346, 230 (1) 経済事業未収金 1,031,930 1, 186, 569 (1) 未払法人税等 68, 392 37, 461 (2)経済受託債権 93, 394 232,836 (2) その他の負債 309, 898 308, 769 (3)棚卸資産 497, 384 460, 141 5. 諸引当金 2, 125, 160 2, 144, 329 393, 199 323, 286 (1) 賞与引当金 198, 798 購買品 196, 553 宅地 83.488 114, 499 (2) 退職給付引当金 1.928.606 1.945.530 22. 355 負債の部合計 20, 696 305, 883, 740 305, 784, 468 その他の棚卸資産 (4) その他の経済事業資産 64.457 54. 346 ( 純資産の部) (5)貸倒引当金 15, 113 10,659 1.組合員資本 24, 528, 682 24, 847, 146 4. 雑資産 683, 727 667, 771 (1) 出資金 4, 568, 623 4, 585, 861 5. 固定資産 5, 890, 318 5, 672, 962 (2)資本準備金 5.038 5, 038 5, 563, 259 19, 973, 251 20. 284, 712 (1) 有形固定資産 5, 796, 807 (3) 利益剰余金 8, 725, 180 8, 800, 568 5, 490, 000 5, 580, 000 建物 利益準備金 機械装置 3, 530, 558 3.568.846 その他利益剰余金 14, 483, 251 14, 704, 712 土地 2.890.670 2.877.616 特別積立金 2, 210, 000 2, 260, 000 建設仮勘定 18, 618 信用事業基盤整備強化積立金 5, 800, 000 5.850.000 その他の有形固定資産 2, 119, 746 2, 124, 187 肥料価格安定準備金 12.055 12.055 減価償却累計額 △ 11, 544, 736 △ 11, 751, 190 教育基金 840,000 840,000 (2)無形固定資産 93.510 109, 702 施設整備積立金 1.984.000 2.054.000 20, 746, 716 20, 753, 357 696.946 732, 224 6. 外部出資 宅地等供給事業運営積立金 (1)外部出資 20, 763, 122 20, 757, 722 経営安定化積立金 1.370.000 1, 430, 000 系統出資 20, 208, 300 20, 208, 300 営農振興・担い手育成積立金 250,000 280, 000 系統外出資 464, 922 459, 522 税効果調整積立金 596, 411 613, 242 89, 900 89, 900 723, 838 633, 188 子会社出資 当期未処分剰余金 (2) 外部出資等損失引当金 16.406 Δ 4.365 (うち当期剰余金) 447.961 356, 366 7. 繰延税金資産 547, 093 236, 380 (4) 処分未済持分 △ 18. 231 △ 28, 465 209, 322 2. 評価・換算差額等 983.651 983, 651 209, 322 (1) その他有価証券評価差額金 25, 512, 333 純資産の部合計 25, 056, 469 331, 396, 074 330,840,938 負債及び純資産の部合計 331, 396, 074 330, 840, 938 資産の部合計

**2. 損益計算書** (単位:千円)

科目	3年度 令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで			4 年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで		
事業総利益			5, 063, 713			4, 733, 510
事業収益		13, 012, 612			10, 339, 747	
事業費用		7, 948, 898			5, 606, 237	
(1)信用事業収益		2, 287, 105			2, 150, 338	
資金運用収益	2, 182, 882	, ,		2, 039, 088	, ,	
うち預金利息	1, 042, 492			931, 489		
うち有価証券利息配当金	260, 043			268, 068		
うち貸出金利息	722, 909			738, 995		
うちその他受入利息	157, 436			100, 535		
役務取引等収益	86, 165			87, 909		
その他事業直接収益	,			208		
その他経常収益	18, 057		1	23, 132		
(2)信用事業費用	,	283, 433	1	,	259, 832	
資金調達費用	91, 592	Ź		63, 731	,	
うち貯金利息	80, 698			51, 158		
うち給付補填備金繰入	4, 545			4, 968		
うちその他支払利息	6, 347			7, 603		
役務取引等費用	23, 421			22, 270		
その他事業直接費用	12, 922					
その他経常費用	155, 497			173, 829		
うち貸倒引当金戻入益	△ 15, 248			△ 6, 797		
うちその他費用	170, 745			180, 627		
信用事業総利益	,		2, 003, 671	,		1, 890, 500
(3) 共済事業収益		1, 195, 686	, ,		1, 159, 979	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
共済付加収入	1, 106, 785	, ,		1, 088, 405	, ,	
その他の収益	88, 900			71, 574		
(4) 共済事業費用	ŕ	52, 332		,	48, 993	
共済推進費	19, 218	ŕ		18, 850	ĺ	
その他の費用	33, 113			30, 142		
共済事業総利益	·		1, 143, 353	·		1, 110, 980
(5) 購買事業収益		7, 082, 023			4, 717, 375	
購買品供給高	6, 917, 323			4, 507, 174		
購買手数料	7, 676			81, 661		
修理サービス料	64, 474			35, 148		
その他の収益	92, 549			93, 391		
(6) 購買事業費用		6, 339, 055			4, 058, 074	
購買品供給原価	6, 194, 893			3, 923, 467		
購買品供給費	78, 992			78, 514		
修理サービス費	6, 938			4, 795		
その他の費用	58, 230			51, 296		
うち貸倒引当金戻入益	△ 524		i	△ 2,564		
うちその他費用	58, 755			53, 861		
購買事業総利益			742, 968			659, 30°

		3 年度			4 年度	
科目	令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで		令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで			
(7)販売事業収益		1, 088, 511			1, 038, 138	
販売品販売高	388, 363			320, 328		
販売手数料	516, 759			537, 781		
その他の収益	183, 389			180, 028		
(8) 販売事業費用		443, 107			377, 555	
販売品販売原価	293, 090			238, 398		
販売費	57, 052			48, 997		
その他の費用	92, 964			90, 159		
うち貸倒引当金戻入益	△ 575			△ 806		
うちその他費用	93, 540			90, 966		
販売事業総利益			645, 404			660, 583
(9) 保管事業収益		148, 376			128, 585	
(10)保管事業費用		22, 732			24, 148	
保管事業総利益			125, 643			104, 437
(11)利用事業収益		990, 925			966, 954	
共同乾燥施設収益	588, 978			573, 411		
その他利用収益	401, 946			393, 542		
(12)利用事業費用		566, 641			641, 352	
共同乾燥施設費用	212, 730			262, 433		
その他利用費用	353, 910			378, 919		
利用事業総利益			424, 284			325, 601
(13) 宅地等供給事業収益		249, 063			203, 162	
(14) 宅地等供給事業費用		181, 548			131, 682	
宅地等供給事業総利益			67, 514			71, 479
(15)福祉事業収益		45, 975			41, 746	
(16)福祉事業費用		35, 959			33, 907	
福祉事業総利益			10, 016			7, 838
(17)指導事業収入		17, 875			23, 542	
(18)指導事業支出		117, 018			120, 766	
指導事業収支差額			△ 99, 142			△ 97, 224
2. 事業管理費			4, 866, 490			4, 679, 185
(1) 人件費		3, 618, 720			3, 472, 289	
(2)業務費		332, 954			340, 072	
(3)諸税負担金		179, 207			181, 127	
(4) 施設費		676, 667			635, 293	
(5) その他事業管理費		58, 940			50, 403	
事業利益			197, 222			54, 324

3.	事業外収益		438, 291		419, 771
	(1) 受取雑利息	1, 762	100, 201	1, 796	110, 771
	(2) 受取出資配当金	355, 158		330, 771	
	(3) 賃貸料	24, 755		32, 836	
	(4) 償却債権取立益	1, 252		2, 093	
	(5) 太陽光売電収入	26, 611		25, 422	
	(6) 外部出資等損失引当金戻入益	7, 574		6, 641	
	(7) 雑収入	21, 177		20, 210	
4.	事業外費用		25, 631		27, 205
	(1) 寄付金	2, 455		2, 583	
	(2)太陽光発電設備費用	15, 955		14, 719	
	(3) 雑損失	7, 220		9, 902	
経	常利益		609, 882		446, 890
5.	特別利益		2, 449		60, 327
	(1)固定資産処分益	1, 886		44, 061	
	(2)一般補助金	-		960	
	(3) その他の特別利益	563		15, 306	
6.	特別損失		40, 286		69, 170
	(1) 固定資産処分損	8, 188		2, 947	
	(2) 固定資産圧縮損	_		944	
	(3) 減損損失	-		63, 254	
	(4) その他の特別損失	32, 097		2, 024	
税	引前当期利益		572, 046		438, 047
	(1)法人税・住民税及び事業税	140, 915		95, 728	
	(2)法人税等調整額	△ 16, 831		△ 14, 047	
7.	法人税等合計		124, 084		81, 681
_	期剰余金		447, 961		356, 366
_	期首繰越剰余金		275, 876		276, 822
当	期未処分剰余金		723, 838		633, 188

## 3. キャッシュ・フロー計算書

		(単位:千円)
	3年度	4年度
■ 科 目	令和3年3月1日から	令和4年3月1日から
	令和4年2月28日まで	令和5年2月28日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	572, 046	438, 047
減価償却費	303, 317	279, 220
減損損失	000,017	63, 254
	△ 16, 348	△ 11, 079
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1, 118	2, 244
退職給付引当金の増減額(△は減少)	55, 659	16, 924
その他引当金等の増減額(△は減少)		
信用事業資金運用収益	△ 2, 238, 178	△ 2, 093, 029
信用事業資金調達費用	91, 592	63, 731
共済貸付金利息	0	
共済借入金利息	L	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 356, 923	△ 332, 568
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	68, 218	53, 732
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	6, 302	△ 41, 113
外部出資関係損益	0	0
資産除去債務関連費用	0	0
未収法人税等の還付額	0	9, 275
法人税等の還付額	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 4, 081, 196	△ 6, 157, 065
預金の純増減	△ 400, 000	2, 700, 000
貯金の純増減	2, 365, 326	△ 658, 884
	∠, 000, 020 △ 17, 071	△ 13, 517
その他信用事業資産の増減	△ 75, 453	156, 200
その他信用事業負債の増減	841, 368	438, 510
ての他信用事業負債の培養	041, 300	430, 310
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
具済貸付金の純増減 サネ供するの純増減	V	U
共済借入金の純増減	0 500	0.010
共済資金の純増減	△ 9, 588	2, 018
その他共済事業資産の増減	7, 173	△ 3, 200
その他共済事業負債の増減	△ 8, 728	△ 4, 878
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	101, 786	△ 154, 639
経済受託債権の純増減	1, 914	△ 139, 442
棚卸資産の純増減	1, 597	37, 243
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 77, 398	200, 211
経済受託債務の純増減	△ 8, 943	△ 38, 990
その他経済事業資産の増減	2, 916	△ 935
その他経済事業負債の増減	4, 430	101
V 10/12/1 T /10/20 120 10/12/	, .00	101

_		3年度	1左曲
	科 目		4年度
	↑ <del>↑</del>	令和3年3月1日から	令和4年3月1日から
	/ <b>1 の</b>   <b>  の 次 立 R が                                  </b>	令和4年2月28日まで	令和5年2月28日まで
	(その他の資産及び負債の増減)		
	その他資産の増減	38, 188	17, 556
	その他負債の増減	△ 57, 813	$\triangle$ 22, 059
	未払消費税の増減額	11, 689	13, 687
	信用事業資金運用による収入	2, 256, 391	2, 090, 246
	信用事業資金調達による支出	△ 126, 229	△ 67, 436
	共済貸付金利息による収入	0	0
	共済借入金利息による支出	0	0
	事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
	小計	△ 752, 646	△ 3, 163, 274
	雑利息及び出資配当金の受取額	356, 923	332, 568
	雑利息の支払額	0	0
	法人税等の支払額	△ 121, 366	△ 126, 659
	法人税等の還付額		
	→ Alk 3 of EL 1 1 → 1		
	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 517, 089	△ 2, 957, 366
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△ 2, 396, 877	△ 2, 287, 166
	有価証券の売却等による収入	980, 668	400, 208
	有価証券の償還による収入	599, 996	1, 600, 480
	金銭の信託の増加による支出	0	0
	金銭の信託の減少による収入		0
	固定資産の取得による支出	△ 248, 321	△ 154, 821
	固定資産の売却による収入	163, 406	69, 855
	補助金の受入による収入	0	960
	外部出資による支出	0	0
	外部出資の売却等による収入	42, 570	0
	資産除去債務履行による支出		
		A OFO F77	A 070 400
_	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 858, 577	△ 370, 483
<u>ح</u>	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	設備借入れによる収入	<u> </u>	U
	設備借入金の返済による支出	142 771	11E 107
	出資の増額による収入	143, 771 △ 115, 787	115, 127
	出資の払戻しによる支出	△ 115, /8/	△ 97, 889
	回転出資金の受入による収入	U	U
	回転出資金の払戻しによる支出 持分の取得による支出	0 △ 18, 231	∆ 28, 465
	持分の譲渡による収入	50, 204	18, 231
	出資配当金の支払額	50, 204 △ 44, 481	
	山貝癿コ亚ツメ仏領	△ 44, 401	△ 44, 900
	財務活動によるキャッシュ・フロー	15, 475	△ 37, 902
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	15, 475	△ 31, 90Z
5	現金及び現金同等物に係る授昇差額 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 1, 360, 172	△ 3, 365, 751
6	現金及び現金同等物の増加額(文は減少額)現金及び現金同等物の期首残高	15, 158, 227	13, 798, 055
7	現金及び現金同等物の期末残高		10, 432, 303
/	呪並及ひ呪並回寺初の期木残局	13, 798, 055	10, 432, 303

## 4. 注記表【令和3年度】

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	次に掲げる資産の評価基準及び評価方法         ① 有価証券         ア、子会社株式 ・・・・・・移動平均法による原価法         イ、その他の有価証券         ・時価のあるもの ・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)         ・時価のないもの ・・・・移動平均法による原価法
	② 棚卸資産 ア. 購買品 (肥料・農薬・飼料)・・・総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 購買品 (包装資材・園芸資材・農機部品) ・・・売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) ウ. 農機・宅地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<ul> <li>2. 固定資産の減価償却の方法</li> <li>① 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く) ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。</li> <li>② 無形固定資産 定額法により償却しています。</li> <li>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき定額法により億分割</li> </ul>
	3. 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。  上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

#### ② 外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

#### ③ 賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

#### ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

#### ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

#### 4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外 消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 JA は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## 表示方法の変更 に関する注記

### 1. 会計上の見積もりに関する注記

「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積もりに関する注記」に記載しています。

## 会計上の見積も りに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上金額 繰延税金資産額(純額) 236,380千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は、619,552千円です)

②会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

#### ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

#### イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

#### ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、 当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 118,592 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

#### イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関 する注記

#### 1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、5,949,653 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物2,354,737 千円構築物447,805 千円機械2,926,774 千円車両運搬具72,264 千円器具備品40,141 千円土地107,930 千円

#### 2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 12,855,900 千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務(上限) 10,000,000 千円 公金取扱にかかる決済保証金 5,900 千円 被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金 2,850,000 千円

## 3. 子会社に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額2,491 千円金銭債務の総額74,931 千円

## 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 32,464 千円

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳	
----------------------------	--

	(十四・111)	
区	分	金 額
破綻先債権額	(A)	_
延滞債権額	(B)	407, 389
3か月以上延滞債権額	(C)	_
貸出条件緩和債権額	(D)	_
リスク管理債権額	(E=A+B+C+D)	407, 389
担保·保証付債権額	(F)	305, 402
貸倒引当金(個別評価分)	(G)	101, 986
担保·保証等控除債権額	(H=E-F-G)	_

(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸 倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規 定する事由が生じている貸出金です。

(単位: 千円)

- 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 5. 上記1~4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 損益計算書に関 する注記

- 1. 子会社との取引高の総額
- ① 子会社との取引による収益総額 22,831 千円 うち事業取引高 22,048 千円 うち事業取引以外の取引高 783 千円
- ② 子会社との取引による費用総額 2,363 千円 うち事業取引高 1,818 千円 うち事業取引以外の取引高 545 千円

# 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践

し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の 償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、借入金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 709,655 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の 相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	211, 310, 470	211, 312, 633	2, 162
有価証券	25, 592, 400	25, 592, 400	_
その他有価証券	25, 592, 400	25, 592, 400	_
貸出金	62, 692, 901	_	_
貸倒引当金	△103, 478	_	_
貸倒引当金控除後	62, 589, 422	63, 943, 866	1, 354, 444

資産計	299, 492, 293	300, 848, 899	1, 356, 606
貯 金	296, 733, 505	296, 770, 704	37, 198
負債計	296, 733, 505	296, 770, 704	37, 198

(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

### ② 金融商品の時価の算定方法

### ア. 資産

#### a預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### c貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を 控除した額を時価に代わる金額としています。

#### イ. 負 債

#### a貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。 また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリー レートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ③ 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	20, 763, 122
外部出資等損失引当金	△16, 406
外部出資(引当金控除後)	20, 746, 716

#### ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1460	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3 平旭
預 金	211, 310, 470	1	_	_	1	_
有価証券	1, 600, 000	300,000	400,000	200, 000	300, 000	21, 000, 000
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,600,000	300, 000	400, 000	200, 000	300, 000	21, 000, 000
貸出金	4, 978, 616	4, 315, 731	4, 139, 785	3, 788, 629	3, 439, 331	42, 022, 806
合 計	217, 889, 086	4, 615, 731	4, 539, 785	3, 988, 629	3, 739, 331	63, 022, 806

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越391,351千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない 劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。 2. 3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8,001千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

### ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1400	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3
貯 金	272, 001, 716	10, 516, 949	13, 018, 866	598, 256	519, 844	77, 870

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

# 有価証券に関する注記

- 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項
  - ① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債 地方債 社 債	19, 131, 866 600, 000 4, 500, 000	20, 319, 250 630, 600 4, 642, 550	1, 187, 363 30, 600 142, 550
合 計		24, 231, 886	25, 592, 400	1, 360, 513

なお、上記差額合計から繰延税金負債 376,862 千円を差し引いた額 983,651 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

### 2. 当期中に売却した債券

① その他有価証券

	売去水額	売却益	売却損
国 債	980, 668	_	12, 922

# 退職給付に関する注記

#### 1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は1,732,135千円あり、今年度、 退職給付掛金115,934千円を福利厚生費に計上しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1, 921, 852	千円
勤務費用	68, 298	千円
利息費用	8,071	千円
数理計算上の差異の発生額	△4 <b>,</b> 799	千円
退職給付の支払額	△88, 140	千円
期末における退職給付債務	1, 905, 281	千円

③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1, 905, 281	千円
未認識数理計算上の差異	23, 325	千円
貸借対照表計上額純額	1, 928, 606	千円
退職給付引当金	1, 928, 606	千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	68, 298	千円
利息費用	8,071	千円
数理計算上の差異の費用処理額	67, 429	千円
合 計	143, 799	千円

⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.48% 数理計算上の差異の処理年数 12 年

#### 【追加情報】

2年度末までの発生分については、翌事業年度から13年で費用処理することとしていましたが、3年度末時点で平均残存勤務期間を算出したところ12年となりましたので、これまでに発生した数理計算上の差異のうち未償却分を12年基準で費用処理します。

また、この変更の結果、従来の年数で費用処理した場合と比較して、3年度の退職給付費20,229千円増加することとなります。

#### 2. 特例業務負担金

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金38,089千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、434,933千円となっています。

2) H H A 3 L . HH	, LE - 4 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
税効果会計に関	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
する注記	① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の	の内訳
	操延税金資産	
	賞与引当金	54,445 千円
	未払事業税	8,405 千円
	退職給付引当金	534, 223 千円
	減損損失等	18, 180 千円
	貸付利息未計上	5,416 千円
	法定福利費	9,925 千円
	その他	24, 324 千円
	繰延税金資産小計	654,922 千円
	評価性引当額(回収懸念額)	△35,370 千円
	繰延税金資産合計 (a)	619,552 千円
	A COURT OF THE PROPERTY OF THE	114
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	△376,862 千円
	全農外部出資評価益(合併交付金)	△6,309 千円
	繰延税金負債合計 (b)	△383, 171 千円
	(b)	△505, 171    1
	繰延税金資産の純額(a + b)	236, 380 千円
	**************************************	,
	<ul><li>② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異</li></ul>	型の主か内部
	© IACAMBETEIANIN VALLE VIIIVES ESTA	Z., 77. 91. 111/
	法定実効税率	27. 7%
	(調整)	2,
	交際費等永久に損金に算入できない項目	1.7%
	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△8. 6%
	住民税均等割等	0.9%
	評価性引当額の増減	0.1%
	子の他,	∴ 1 /6 △0. 2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%
I		

#### その他の注記

#### 1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種 別	使用目的	所在地
事務所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町
共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町
選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町
集荷場	南河内営農経済センター野菜集荷場敷地	下野市本吉田

## キャッシュ・フ ロー計算書に関 する注記

#### 1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、普通預金及び通知預金となっています。

## 5. 注記表【令和4年度】

継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

## 重要な会計方針 に係る事項に関 する注記

1. 次に掲げる資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

ア. 子会社株式・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

イ. その他の有価証券

・市場価格のない株式等・・・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産

ア. 購買品(肥料・農薬・飼料)・・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

イ. 購買品(包装資材・園芸資材・農機部品)・・・・売価還元法による原価法(収益性の低

下による簿価切下げの方法)

ウ. 宅地 ・・・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しています。

また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき 3 年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しています。

#### 3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の 状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証に よる回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる 債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回 収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資

産監査部署が査定結果を監査しております。

#### ② 外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

#### ③ 賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

#### ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しています。

#### ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数 (12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

#### ③ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用 初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「一」と表示しています。

#### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

# 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1)収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の出荷時点で収益を認識する方法に変更しています。

これにより、従来の方法と比べて当事業年度における販売手数料は 9,366 千円増加しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ同額増加しています。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微なため、遡求適用は行っていません。

#### (2)代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

これにより、従来の方法と比べて当事業年度における購買品供給高は 2,263,353 千円、購買品供給原価は 2,181,692 千円それぞれ減少し、購買手数料が 81,661 千円増加しています。これによる当事業年度における損益の影響はありません。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基 準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新た な会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はあ りません。

# 表示方法の変更に関する注記

#### 1. 購買手数料の表示方法

前事業年度まで購買事業収益の「購買手数料」として表示していた農機雑収入等(前事業年度 7,676 千円)は、収益認識会計基準の適用に伴い、3,535 千円を購買事業収益の「その他収益」に含めて記載し、代理人取引にかかる購買手数料を「購買手数料」に記載することへ変更しています。

## 会計上の見積りに 関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 547,093 千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は 633,599 千円です)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

イ. 主要な仮定

過去 3 年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの 安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

ウ、翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の 見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産 の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 63,254 千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3. 貸倒引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 107,512 千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関 する注記

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、5,939,126 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物2,354,737 千円構築物445,543 千円機械2,926,774 千円車両運搬具69,294 千円器具備品34,846 千円土地107,930 千円

#### 2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預 金 12,855,900 千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務(上限) 10,000,000 千円 公金取扱にかかる決済保証金 5,900 千円 農林中金からの借入金 2,850,000 千円

3. 子会社に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額1,765 千円金銭債務の総額79,310 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 121,874 千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

(単位:千円)

債 権 区 分		債権額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		33,207
危険債権		352,289
要管理債権		_
	三月以上延滞債権	_
貸出条件緩和債権		_
	合計	385,497

#### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者 に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額で す。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

## 損益計算書に関 する注記

損益計算書に関 1. 子会社との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額25,746 千円うち事業取引高24,982 千円うち事業取引以外の取引高764 千円

② 子会社との取引による費用総額2,363 千円うち事業取引高1,818 千円うち事業取引以外の取引高545 千円

#### 2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名場 所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの 減損損失額 (千円)	回収可能価額の 算定方法
共用資産	ピンダー	営農経済センターの再編により、帳簿価額を回収可能額まで 減額し、当該減少額を減損損失 として計上しました。	15,555	正味売却価額を採用し、 時価は固定資産税評価 額で算定
共用資産	東部営農経済センター	営農経済センターの再編により、帳簿価額を回収可能額まで 減額し、当該減少額を減損損失 として計上しました。	,	正味売却価額を採用し、時価は路線価で算定
共用資産	河内営農経済 センター 宇都宮市白沢町	営農経済センターの再編により、帳簿価額を回収可能額まで 減額し、当該減少額を減損損失 として計上しました。		正味売却価額を採用し、 時価は固定資産税評価 額で算定
種 類 ごとの合 計			(建物) 57,417 (構築物) 1,211 (器具·備品) 278 (土地) 4,347	
	総 合 計 63,254			

# 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

#### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が608,682 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	貸借対照表計上額	時 価	差額	
預 金	205,225,885	205,174,734	△51,151	
有価証券	24,754,150	24,754,150	_	
その他有価証券	24,754,150	24,754,150	_	
貸出金	68,849,967	_	_	
貸倒引当金	△96,681	_	_	
貸倒引当金控除後	68,753,286	69,436,729	683,443	
資産計	298,733,321	299,365,614	632,292	
貯 金	296,074,621	295,994,803	△79,817	
負債計	296,074,621	295,994,803	△79,817	

<sup>(</sup>注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

#### ② 金融商品の時価の算定方法

#### ア. 資 産

#### a預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。 満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### c貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## イ. 負 債

#### a貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。 (単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	20,757,722
外部出資等損失引当金	△4,365

外部出資(引当金控除後) 20,753,357

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	205,225,885	2 平成内	<u> </u>	4 午及内       -	<u> </u>	_
有価証券 その他有価証券 のうち満期がある もの	300,000 300,000	-	300,000 300,000	400,000 400,000	2,200,000 2,200,000	20,900,000 20,900,000
貸出金	5,210,164	4,660,732	4,317,382	3,971,467	3,713,896	46,969,732
合 計	210,736,049	4,660,732	4,617,382	4,371,467	5,913,896	67,869,732

- (注)1. 貸出金のうち当座貸越 389,194 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
  - 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 6,592 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

#### ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

					\ <del>-</del>   <del>-</del>  -:	1 3/
		1 年超	2 年超	3 年超	4 年超	
	1 年以内	2年以内	3年以内	4 年以	5年以内	5 年超
				内		
貯 金	273,824,922	12,672,450	8,505,758	573,686	490,876	6,926

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

# 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額	国債	18,664,630	19,005,650	341,019
が取得原価または	地方債	600,000	610,440	10,440
償却原価を超えるも				
の	小 計	19,264,630	19,616,090	351,459
	社 債	5,200,000	5,138,060	△61,940
貸借対照表計上額が				
取得原価または償却				
原価を超えないもの	小 計	5,200,000	5,138,060	△61,940
	計	24,464,630	24,754,150	289,519

なお、上記差額合計から繰延税金負債 80,196 千円を差し引いた額 209,322 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

#### 2. 当期中に売却した債券

その他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
社 債	400,208	208	_

# 退職給付に関する注記

#### 1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は 1,677,498 千円あり、今年度、退職 給付掛金 114,167 千円を福利厚生費に計上しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 1,905,281 千円 勤務費用 64,696 千円 利息費用 9,145 千円 数理計算上の差異の発生額 △ 116,384 千円 退職給付の支払額 △ 97,066 千円 期末における退職給付債務 1,765,672 千円

③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務1,765,672千円未認識数理計算上の差異179,857千円貸借対照表計上額純額1,945,530千円退職給付引当金1,945,530千円

④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用64,696 千円利息費用9,145 千円数理計算上の差異の費用処理額40,149 千円合計113,991 千円

⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.94%

数理計算上の差異の処理年数: 12年

## 2. 特例業務負担金

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 37,661 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、397,640千円となっています。

# 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金	55,067 千円
未払事業税	5,608 千円
退職給付引当金	538,911 千円
減損損失等	32,487 千円
貸付利息未計上	2,603 千円
法定福利費	9,961 千円
その他	14,676 千円
繰延税金資産小計	659,316 千円
評価性引当額	△25,716 千円
繰延税金資産合計(a)	633,599 千円

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△80,196 千円
全農外部出資評価益(合併交付金)	△6,309 千円
繰延税金負債合計(b)	△86,506 千円

繰延税金資産の純額(a+b) 547,093 千円

② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	2.6%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△10.5%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減	△2.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%

収益認識に関す	Г <u>т</u>	重要な会計方針	に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計	L基準」に同一の内容を記載して	いるため、				
る注記	注記を省略しております。								
その他の注記	1. 貸		:している以外の資産除去債務						
			記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時に						
			当組合が事業を継続する上で必須の施設であり						
			れる予定もないことから資産除去債務の履行時期	を合理的に見積もることができ	ません。そ				
	(	のため、当該義	務に見合う資産除去債務を計上していません。 「	<u> </u>	1				
		種 別	使用目的	所在地					
		事務所 清原支所事務所・倉庫敷地 宇都宮市竹下町							
		共乾施設 上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地 宇都宮市下小倉町							
		選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町	ı				
	集 荷 場 南河内営農経済センター野菜集荷場敷地 下野市本吉田								
4									
キャッシュ・フロー	1. 現金及び現金同等物の資金の範囲								
計算書に関する			計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「乳	児金」及い「預金」のつち、当座預	<b>む、</b> 普通				
注記	預	金及ひ連知預金	ととなっています。						

○収益認識に関する注記の項目は、農協法施行規則の改正に基づくもので、令和4年から適用となった。

## 5. 剰余金処分計算書

FM - II	金額			
科目	3年度	4年度		
1. 当期未処分剰余金	723, 838, 427	633, 188, 875		
2. 剰余金処分額	447, 016, 242	330, 200, 761		
(1)利益準備金	90, 000, 000	80, 000, 000		
(2)任意積立金	312, 109, 898	205, 006, 250		
特別積立金	( 50, 000, 000)	( 20, 000, 000)		
信用事業基盤整備強化積立金	( 50, 000, 000)	( 20, 000, 000)		
施設整備積立金	( 70, 000, 000)	( 50, 000, 000)		
宅地等供給事業運営積立金	( 35, 278, 824)	( 30, 958, 472)		
経営安定化積立金	( 60, 000, 000)	( 50, 000, 000)		
営農振興・担い手育成積立金	( 30, 000, 000)	( 20, 000, 000)		
税効果調整積立金	( 16, 831, 074)	( 14, 047, 778)		
(3)出資配当金	44, 906, 344	45, 194, 511		
3. 次期繰越剰余金	276, 822, 185	302, 988, 114		

- (注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。
  - 3年度 1.0% 4年度 1.0%
  - 2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
    - 3年度 30,000 千円 4年度 20,000 千円
  - 3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

	40.4 44	
種類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮	(積立目標額)
強化積立金	するためには財務体質の強化は喫緊の課題であ	各事業年度末貯金残高×1.5/1,000
	る。よって、強固な財務基盤を確立するため本	(取崩基準)
	積立を実施する。	信用事業の改善発展のための支出は信用事業の機械
		情報化・サービスの充実及び金融ビックバン等への諸
		対応のために支出できるものとする。
		74/hi-7/c4/14/2/Ed C C C C / C / C
肥料価格安定準備金	系統は、予約制度の強化と連環して肥料価格	(積立目標額)
	の年間安定を実現することにより、系統購買事	「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき
	業における、基幹的生産資材である肥料に対す	全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価)
	る信頼を高めるため、「肥料面積予約協同購入	(取崩基準)
	運動」を展開しているところである。本準備金	肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合
	は、これらを踏まえた肥料価格の年間安定を図	には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に
	るため、本県系統の「肥料面積予約協同購入運	基づき、取り崩す。
	動実施要領」に基づき積み立てる。	
	33,002,103,1-21,103	
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に	(積立目標額)
W(1) 22 22	実施するために、財政確立の一環として本基金	組合員一人当たり 50,000 円を目標に8億5千万円
	を積み立て、この運用相当額の果実を主として	(取崩基準)
	組合員の教育活動に充当する。	積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額
	MAID 只 V / (X 目位野バー) 川田 リ (3)。	
		を取り崩す。

施設整備積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置ならびに事業機能の充実を図るべき事務所等の建設及びそれらの施設の運営にあてることを目的とし、その必要な財務基盤を確立するため本積立を実施する。	(積立目標額) 25 億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り 崩すことができる。 ①平成27 年度以降に新たに取得する事業所・施設等 の取得費 ②固定資産処分損及び取り壊し費用 ③平成27 年度以降に新たに償却を開始する事業所・ 施設等別の各10百万円以上の減価償却費
宅地等供給事業運営 積立金	宅地等供給事業の安定的な運営を図るため、 宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、本積 立を実施する。	(積立目標額) 転用相当農地の売渡しの事業により生じた利益について、宅地等供給事業実施規程の定めるところに従い、本積立金に積み立てる。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額取り崩す。
経営安定化積立金	大規模災害や会計基準の採用・変更、一時的な拠出金、不良債権等資産の償却等により剰余金が減少することに対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。	(積立目標額) 20 億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り 崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継 続のために施設復旧に要する費用 ②新たな会計基準の採用や変更により発生した損失 ③不良債権の引当・償却、固定資産等の資産の減損 処理等による費用 ④一時的な拠出金等による費用 ⑤その他、経営安定に重大な影響を及ぼす事象が生 じた場合の費用
営農振興・担い手育成積立金	地域農業振興の実現及び農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた、農業関連・担い手育成事業等に関する農業者への支援を目的に積み立てる。	(積立目標額) 3億円 (取崩基準) 次の費用・支出を行ったときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①新規農畜産物導入に対する支援 ②園芸振興に対する支援 ③集落営農に対する支援 ④担い手農家への事業に対する支援 ⑤制規就農にかかる支援 ⑥農業関連融資への利子助成 ⑦行政等補助事業の補充・支援 ⑧上記以外の積立目的に類する支援
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)について 将来の減少に備えるために積立を行う。	(積立目標額) 繰延税金資産相当額 (取崩基準) 取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度にお いてその回収金額を取崩す。

## 6. 部門別損益計算書【3年度】

## 1. 部門別損益計算書

		<b>△</b> =1	<b>与</b> 田市業	# <b>汝</b> 毒業	農業関連	生活その他	営農指導	共 通
区分	r)	合 計	信用事業	共済事業	事業	事業	事業	管理費等
事 業 収 益	1	13,105,542	2,287,105	1,195,686	8,296,654	1,313,522	12,575	
事 業 費 用	2	8,041,829	283,433	52,332	6,419,782	1,189,276	97,004	
事業総利益(①-②)		5,063,713	2,003,671	1,143,353	1,876,871	124,246	△ 84,428	
事業管理費	4	4,866,490	1,496,617	913,902	1,897,063	235,415	323,493	
(うち減価償却	費⑤)	(303,317)	(37,122)	(14,335)	(238,920)	(8,717)	(4,223)	
(うち人件費	(5)	(3,618,720)	(1,084,137)	(780,317)	(1,263,513)	(195,394)	(295,459)	
うち共通管理	費⑥		287,417	141,844	363,681	30,512	23,895	△ 847,349
(うち減価償却	費⑦)		(2,713)	(1,340)	(3,436)	(288)	(226)	(△8,003)
(うち人 件 費	7)		(116,075)	(57,285)	(146,872)	(12,320)	(9,650)	(△342,202)
事業利益(3-4)		197,222	507,054	229,451	△ 20,195	△ 111,169	△ 407,921	
事業外収益	9	438,291	321,980	59,027	50,148	4,899	2,237	
うち共通分	10		26,903	13,277	34,041	2,856	2,237	△ 79,314
事業外費用	111	25,631	8,693	4,290	11,003	922	723	
うち共通分	12		8,693	4,290	11,000	922	723	△ 25,628
経 常 利 益 ( ⑧ + ⑨ -		609,882	820,341	284,188	18,950	△ 107,192	△ 406,407	
特別利益	14)	2,449	637	316	1,375	68	53	
うち共通分	<b>3</b> 15		637	316	812	68	53	1,886
特別損失	16	40,286	9,173	4,009	25,567	862	675	
うち共通分	① (D		8,123	4,009	10,277	862	675	△ 23,946
税引前当期利益		572,046	811,805	280,495	△ 5,242	△ 107,986	△ 407,029	
営農指導事業2			130,086	96,059	125,080	55,804	△ 407,029	
営農指導事業分配 税引前当期利益 (18 - 19	20	572,046	681,719	184,436	△ 130,322	△ 163,790		

- (注) 1. 上記 (部門別損益計算書) の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益 (事業収益 92,930 千円、事業費用 92,930 千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。
  - 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
    - (1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
    - (2) 営農指導事業 (均等割+事業総利益割)の平均値

(注) 3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位	:	%)
-----	---	----

区分	信用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導	計
	事 業	事 業	事 業	事 業	事 業	ĒΙ
共通管理費等	33. 92	16. 74	42. 92	3. 60	2. 82	100.00
営農指導事業	31. 96	23. 60	30. 73	13. 71		100.00

## 2. 予算統制の状況

(単位:千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額	決算額	差引		
	77		当物了异般	沙山田	С	d	(c-d)	
事 業	管 理	費		4, 991, 829	_	4, 991, 829	4, 866, 490	125, 339
<b>光</b> 曲 北	収	入	а	12, 737	_	12, 737	12, 575	162
営農指導 事 業	支	出	b	113, 028	_	113, 028	97, 004	16, 024
事業	差引	(a-	-b)	△100, 291	_	△100, 291	△84, 428	△15, 863

## 3. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

					( <del></del>
区分	信 用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導
区 分	事業	事業	事 業	事 業	事 業
経常利益 a (13)	820, 341	284, 188	18, 950	△107, 192	△406, 407
減 価 償 却 費 b (⑤-⑦)	34, 409	12, 995	235, 484	8, 429	3, 997
共通管理費等 c (⑥—⑪+⑫)	269, 207	132, 857	340, 640	28, 578	22, 381
専 属 事 業 損 益 (a+b+c)	1, 123, 957	430, 040	595, 074	△70, 185	△380, 029

## 4. 部門別の資産

区	分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事 業 別 <i>の</i>	)総資産	331, 396, 074	320, 785, 293	2, 676, 197	6, 593, 992	1, 340, 591
総資産(共通	資産配賦後)	331, 396, 074	321, 240, 021	2, 900, 612	7, 255, 440	

<sup>(</sup>注)共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

## 1. 部門別損益計算書

## 【4年度】

		.= m -t	11 54 4 110	農業関連	生活その他	営農指導	共 通
<b>区</b> 分	合 計	信用事業	共済事業	事業	事業	事業	管理費等
事業収益①	10,429,823	2,150,338	1,159,979	6,643,438	457,737	18,330	
事業費用②	5,696,314	259,832	48,993	4,947,527	339,378	100,582	
事業総利益 ③ ( ① - ② )	4,733,510	1,890,506	1,110,986	1,695,911	118,358	△ 82,252	
事業管理費④	4,679,185	1,466,090	910,832	1,727,371	247,226	327,666	
(うち減価償却費⑤)	(279,220)	(36,110)	(14,423)	(217,074)	(8,326)	(3,287)	
(うち 人 件 費 ⑤´)	(3,472,289)	(1,053,945)	(771,363)	(1,155,344)	(195,628)	(296,009)	
うち共通管理費⑥		302,319	152,293	354,949	36,404	26,793	△ 872,758
(うち減価償却費⑦)		(1,961)	(988)	(2,304)	(236)	(174)	(△5,663)
(うち人件費⑦´)		(125,519)	(63,230)	(147,368)	(15,110)	(11,124)	(△362,351)
事業利益⑧ (③-④)	54,324	424,416	200,154	△ 31,460	△ 128,868	△ 409,918	
事業外収益9	419,771	301,528	60,540	49,939	5,162	2,602	
うち共通分 ⑩		29,359	14,790	34,469	3,535	2,602	△ 84,755
事業外費用⑪	27,205	9,423	4,747	11,065	1,135	835	
うち共通分 ⑫		9,423	4,747	11,064	1,135	835	△ 27,204
経常利益 ① (8 + 9 - ①))	446,890	716,521	255,947	7,414	△ 124,841	△ 408,151	
特別利益 4	60,327	15,601	7,860	33,604	1,879	1,383	
うち 共 通 分 ⑮		15,601	7,860	18,318	1,879	1,383	△ 45,041
特別損失 16	69,170	25,093	11,734	27,347	2,932	2,064	
うち共通分⑪		23,293	11,734	27,347	2,804	2,064	△ 67,242
税引前当期利益® ( 13 + 14 - 16 )	438,047	707,029	252,073	13,671	△ 125,894	△ 408,832	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑪		131,317	98,283	123,099	56,133	△ 408,832	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ② ( ⑱ - ⑲ )	438,047	575,712	153,790	△ 109,428	△ 182,027		

- (注) 1. 上記 (部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益 (事業収益 90,076 千円、事業費用 90,076 千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。
  - 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
    - (1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
    - (2) 営農指導事業 (均等割+事業総利益割)の平均値

## (注) 3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導	計
区分	事 業	事 業	事 業	事 業	事 業	āT
共通管理費等	34. 64	17. <b>4</b> 5	40. 67	4. 17	3. 07	100.00
営農指導事業	32. 12	24. 04	30. 11	13. 73		100.00

## 2. 予算統制の状況

(単位:千円)

区		4		当初予算額	修正額	修正後予算額	決算額	差引
<u> </u>	<b>∠</b> Л		当物了并做	多土奴	С	d	(c-d)	
事 業	管 理	費		4, 842, 043	_	4, 842, 043	4, 679, 185	162, 858
<b>兴</b> 典长谱	収	入	а	6, 584	_	6, 584	18, 330	△11, 746
営農指導 事 業	支	出	b	116, 039	_	116, 039	100, 582	15, 457
事業	差引	(a-	-b)	△109, 455	_	△109, 455	△82, 252	△27, 203

## 3. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区分	信用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導
	事業	事業	事業	事業	事業
経 常 利 益 a (⑬)	716, 521	255, 947	7, 414	△124, 841	△408, 151
減 価 償 却 費 b (⑤-⑦)	34, 149	13, 435	214, 770	8, 090	3, 113
共通管理費等c (⑥-⑪+⑫)	282, 383	142, 250	331, 544	34, 004	25, 026
専 属 事 業 損 益 (a+b+c)	1, 033, 053	411, 632	553, 728	△82, 747	△380, 012

## 4. 部門別の資産

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	330, 840, 938	319, 854, 215	2, 662, 259	6, 992, 847	1, 631, 615
総資産(共通資産配賦後)	330, 840, 938	320, 419, 407	2, 946, 976	7, 474, 554	

<sup>(</sup>注) 共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

### 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

## 確認書

- 1 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が 整備されております。
  - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月13日 宇都宮農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 俊伸

## 8. 会計監査人の監査

令和3年度及び4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# Ⅱ 損益の状況

# 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

				(+ IT : IT / )	
項目	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
経常収益 (事業収益)	13, 608	12, 854	12, 674	13, 105	10, 429
信用事業収益	2, 646	2, 384	2, 266	2, 287	2, 150
共済事業収益	1, 367	1, 309	1, 228	1, 195	1, 159
農業関連事業収益	7, 515	7, 872	7, 965	8, 296	6, 643
生活その他事業収益	2, 056	1, 249	1, 202	1, 313	457
営農指導事業収益	22	38	11	12	18
経常利益	548	686	492	609	446
当期剰余金	448	596	390	447	356
出資金	4, 486	4, 515	4, 540	4, 568	4, 585
(出資口数)	(4, 486, 517)	(4, 515, 098)	(4, 540, 639)	(4, 568, 623)	(4, 585, 861)
純資産額	24, 756	25, 456	25, 177	25, 512	25, 056
総資産額	321, 159	320, 018	327, 978	331, 396	330, 840
貯金等残高	287, 697	285, 899	294, 368	296, 733	296, 074
貸出金残高	59, 352	56, 554	58, 611	62, 692	68, 849
有価証券残高	22, 956	23, 857	25, 022	25, 592	24, 754
剰余金配当金額	43	44	44	44	45
出資配当金	43	44	44	44	45
職員数 (臨時職員を含む)	665	663	648	643	644
自己資本比率	18. 49%	16. 83%	16. 81%	17. 32%	17. 93%

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
  - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
  - 3. 自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
  - 4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
  - 5. 信託業務の取り扱いは行っていません。

#### 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	3年度	4 年度	増 減
資金運用収支	2, 091	1, 975	△115
役務取引等収支	62	65	2
その他信用事業収支	△150	△150	0
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2, 156 ( 0. 72)	2, 048 ( 0. 68)	△108 (△0.04)
事業粗利益 (事業粗利益率)	5, 375 ( 1. 58)	5, 044 ( 1. 48)	△330 (0.10)
事業純益	509	365	△143
実質事業純益	509	365	△143
コア事業純益	522	157	△364
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	522	157	△364

- (注) 1. 令和3年度「信用事業粗利益率」は、「信用事業総利益/信用事業資産平均残高 ×100」で算出をしていましたが、令和4年度は「信用事業粗利益/信用事業資産 平均残高×100」で算出をしているため、令和3年度の数字が昨年と異なってい ます。
  - 2. 令和3年度「事業粗利益率」は、「事業総利益/総資産平均残高×100」で算出をしていましたが、令和4年度は「事業粗利益/総資産平均残高×100」で算出をしているため、令和3年度の数字が昨年と異なっています。

#### 3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

-							
	項目		3 年度			4 年度	
	<b>ж</b> п	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資	[金運用勘定	296, 056	2, 182	0. 74	297, 703	2, 039	0. 68
	うち預金	211, 517	1, 199	0. 57	206, 348	1, 032	0. 50
	うち有価証券	23, 269	260	1. 12	25, 021	268	1. 07
	うち貸出金	61, 269	722	1. 18	66, 333	738	1. 11
資	<b>登調達勘定</b>	298, 648	85	0. 03	299, 359	56	0. 02
	うち貯金・定期積金	295, 791	85	0. 03	296, 476	56	0. 02
	うち譲渡性貯金	_			_		_
	うち借入金	2, 896		0.00	2, 882		0. 00
船	資金利ざや	_	_	0. 21	_	_	0. 17

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
  - 2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
  - 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

# 4. 受取・支払利息の増減額

項目	3年度増減額	4年度増減額
受取利息(A)	32	△143
うち預金	34	△167
うち有価証券	△5	8
うち貸出金	2	16
支払利息(B)	△36	△29
うち貯金・定期積金	△36	△29
うち譲渡性貯金	_	
うち借入金	_	_
差引(C)=(A)-(B)	68	Δ114

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
  - 2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
  - 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

# Ⅲ 事業の概況

## 1. 信用事業

## (1) 貯金に関する指標

## ① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種	類	3年度	4年度	増 減
流動性貯金		109, 842 ( 37. 1)	118, 683 ( 40. 0)	8, 841
定期性貯金		185, 909 ( 62. 8)	177, 792 ( 59. 9)	△8, 116
小	計	295, 751 (100.0)	296, 476 (100. 0)	724
譲渡性貯金		- ( -)	- ( -)	
合	計	295, 751 (100. 0)	296, 476 (100. 0)	724

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+納税準備貯金+貯蓄貯金+通知貯金
  - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
  - 3. ( ) 内は構成比です。

# ② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	種類	3年度	4 年度	増 減
坑	期貯金	176, 840 (100. 0)	168, 640 (100. 0)	△8, 199
	うち固定自由金利定期	176, 831 ( 99. 9)	168, 634 ( 99. 9)	△8, 197
	うち変動自由金利定期	8 ( 0.1)	6 ( 0.1)	1

- (注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
  - 2. 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
  - 3. ( ) 内は構成比です。

#### (2)貸出金等に関する指標

## ① 科目別貸出金平均残高

種類	3年度	4 年度	増 減
手形貸付金	108	45	△62
証書貸付金	57, 747	62, 883	5, 136
当座貸越	423	413	△10
割引手形		-	_
金融機関貸付金	2, 991	2, 991	0
合 計	61, 269	66, 333	5, 063

# ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	3年度	4 年度	増 減
固定金利貸出	57, 216 ( 91. 3)	63, 517 ( 92. 3)	6, 301
変動金利貸出	5, 476 ( 8. 7)	5, 332 ( 7. 7)	△144
合 計	62, 692 (100. 0)	68, 849 (100. 0)	6, 157

(注) ( ) 内は構成比です。

# ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

			(
種類	3 年度	4 年度	増 減
自店貯金担保	388	359	△28
有価証券担保	_	ı	_
商業手形担保	_	ı	_
不動産担保	49, 527	54, 812	5, 284
共済証書	1, 283	1, 163	△120
その他担保	_		_
担保合計	51, 200	56, 335	5, 135
農業信用基金協会保証	3, 188	3, 446	258
個人保証	107	91	△15
その他保証	631	819	187
保証合計	3, 927	4, 358	430
信用貸越	7, 565	8, 155	590
合 計	62, 692	68, 849	6, 157

# ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

種類	3年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	_		_
有価証券			_
動産	_	_	_
不動産	_		_
その他担保物			_
小 計	_		_
信用	_		_
合 計			_

# ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種	類	3年度	4 年度	増 減
設備資金		55, 741 ( 88. 9)	61, 708 ( 89. 6)	5, 967
運転資金		6, 951 (11.1)	7, 141 ( 10. 3)	189
合	計	62, 692 (100. 0)	68, 849 (100. 0)	6, 157

(注) ( ) 内は構成比です。

# ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種類	3年度	4 年度	増 減
農業	8, 759 ( 14. 0)	8, 933 ( 13. 0)	174
林業	53 ( 0.1)	47 ( 0.1)	△5
水産業	-( -)	-( -)	
製造業	7, 430 ( 11. 9)	8, 775 ( 12. 7)	1, 345
鉱業	117 ( 0.2)	140 ( 0.2)	22
建設・不動産業	12, 103 ( 19. 3)	12, 476 ( 18. 1)	373
電気・ガス・熱供給水道業	555 ( 0.9)	578 ( 0.8)	22
運輸・通信業	1, 928 ( 3. 1)	2, 261 ( 3. 3)	332
金融・保険業	4, 139 ( 6. 6)	4, 122 ( 6. 0)	△17
卸売・小売・サービス業・飲食業	8, 533 ( 13. 6)	10, 592 ( 15. 4)	2, 058
地方公共団体	5, 505 ( 8.8)	6, 016 ( 8.8)	510
非営利法人	89 ( 0. 1)	87 ( 0.1)	Δ1
その他	13, 475 ( 21. 4)	14, 817 ( 21. 5)	1, 341
合 計	62, 692 (100. 0)	68, 849 (100. 0)	6, 157

(注) ( ) 内は構成比です。

# ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	3年度	4年度	増 減
榖作	711	777	65
野菜・園芸	583	780	197
果樹・樹園農業	312	319	7
工芸作物	36	41	4
養豚・肉牛・酪農	111	161	49
養鶏・養卵	-	ı	ı
養蚕	ı	I	I
その他農業	340	421	81
農業関連団体等		_	
合 計	2, 096	2, 502	406

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
  - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
  - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

#### 2) 資金種類別

[貸出金]

種類	3年度	増 減	
プロパー資金	1, 474	1, 827	352
農業制度資金	621	675	54
農業近代化資金	582	649	67
その他制度資金	38	25	△13
合 計	2, 096	2, 502	406

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
  - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで J Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
  - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### [受託貸付金]

(単位:百万円)

種類	3年度	4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1, 673	1, 913	240
その他	222	201	△21
合 計	1, 896	2, 115	219

<sup>(</sup>注) その他には、住宅金融公庫資金が該当します。

# ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全 状況 (法定)

(単位:百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額				(参考) 購買未収金
			担保	保証	引当	合計	WHAT IN THE
破産更生債権及び	3年度	32	6	15	11	32	13
これらに準ずる債権(A)	4 年度	33	6	18	8	33	9
危 険 債 権 ( B)	3年度	374	282	1	90	374	2
危 険 債 権 ( B) 	4年度	352	265	_	87	352	0
要管理債権 (C)	3年度	_	_	_	_	_	_
要 管 理 債 権 ( C ) 	4年度	_	_	_	_	_	_
三月以上	3年度	_	_	_	_	_	_
延 滞 債 権	4年度	_	_	_	_	_	_
貸出条件	3年度	_	_	_	_	_	_
緩 和 債 権	4年度	_	_	_	_	_	_
	3年度	407	288	16	101	407	16
小計 (D=A+B+C)	4年度	385	271	18	95	385	9
工	3年度	63, 679					897
正常債権(E)	4年度	69, 700					849
A =1 ( B = 5)	3年度	64, 086					913
合 計 ( D + E )	4年度	70, 085					858

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

- 3. 要管理債権
- 4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更 生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

#### 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産 更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものを いいます。

#### 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

# ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【令和3年度】 (単位:百万円)

		期首	期中	期中》	期中減少額		
	作 块	残 高	増加額	目的使用	その他	期末残高	
貸	倒 引 当 金	134	118	_	134	118	
11-	一般貸倒引当金	1	1		1	1	
	うち信用事業	1	1		1	1	
	うち共済事業	0	-		0	_	
	うち購買事業	0	0		0	0	
	うち販売事業	0	0		0	0	
	うちその他事業	0	0		0	0	
1	固別貸倒引当金	133	117	_	133	117	
	うち信用事業	117	101	_	117	101	
	うち購買事業	13	13	_	13	13	
	うち販売事業	2	2	_	2	2	

【令和4年度】 (単位:百万円)

 種 類	期首	期中	期中派	載少額	期末残高
性	残 高	増加額	目的使用	その他	别不%同
貸 倒 引 当 金	118	107	1	117	107
一般貸倒引当金	1	1		1	1
うち信用事業	1	1		1	1
うち共済事業	0	ı		0	
うち購買事業	0	0		0	0
うち販売事業	0	0		0	0
うちその他事業	0	0		0	0
個別貸倒引当金	117	106	1	115	106
うち信用事業	101	95	_	101	95
うち購買事業	13	9	1	11	9
うち販売事業	2	1	_	2	1

# ⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	3年度	4年度
貸出金償却額(信用)		_

# (3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種	<del></del>	3 4	<b>F</b> 度	4年度		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	供	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金・振込為替	件数	69, 047	285, 681	69, 177	293, 749	
込並・旅込荷官 	金額	70, 536	105, 765	66, 944	97, 408	
代金取立為替	件数	1	2	_	4	
1、並以立為首 	金額	8	0	_	0	
雑為替	件数	3, 952	3, 047	4, 049	3, 100	
杜荷百	金額	2, 655	1, 681	1, 981	2, 369	
合 計	件数	73, 000	288, 730	73, 226	296, 853	
	金額	73, 200	107, 447	68, 925	99, 778	

# (4) 有価証券に関する指標

# ① 種類別有価証券平均残高

種類	3年度	4年度	増 減
国債	18, 761	19, 483	721
地方債	562	599	36
政府保証債		I	I
金融債	_	I	l
社債	3, 944	4, 938	994
銀行社債	_	-	-
特別法人債	1, 399	1, 399	Δ0
その他の社債	2, 544	3, 538	994
株式	_	I	1
その他の証券	_	_	_
合 計	23, 269	25, 021	1, 752

#### ② 商品有価証券種類別平均残高

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

# ③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

							<u> </u>	· <b>日</b> 刀口/
種類	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定め	合 計
1至 权	「十少「	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	10十亿	のないもの	
3年度								
国債	1, 619	303	_	2, 601	7, 901	7, 893	_	20, 319
地方債	_			534	_	95	_	630
政府保証債	_	_	_	_	_	_	_	_
金融債	_	_	_	_	_	_	_	_
社債	_	403	504	1, 602	1, 306	825	_	4, 642
株式	_	_	_	_	_	_	_	_
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_	_
4年度								
国債	301	_		8, 156	4, 425	6, 122	_	19, 005
地方債	_	_	523	_	_	86	_	610
政府保証債	_	_	_	_	_	_	_	_
金融債	_	_	_	_	_	_	_	_
社債	_	300	2, 165	96	1, 919	655	_	5, 138
株式	_	_	_	_	_	_	_	_
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_	_

## (5) 有価証券等の時価情報等

#### ① 有価証券の時価情報等

#### [ 売買目的有価証券 ]

売買目的有価証券については、当JAでは投機的運用を行わないため保有しておりません。

## [ 満期保有目的有価証券 ]

満期保有目的有価証券については、保有しておりません。

## [ その他有価証券 ]

(単位:百万円)

		3年度		4年度			
	種類	取得価額	貸借対照表 計上額	差額	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
	国債	19, 131	20, 319	1, 187	18, 664	19, 005	341
貸借対照表	地方債	600	630	30	600	610	10
計上額が取 得価額を超	政府保証債	_	_	_	_	_	_
行画領を超えるもの	金融債	_	_	_	_	_	_
7. 0 007	社債	4, 500	4, 642	142	5, 200	5, 138	△62
合 計		24, 231	25, 592	1, 360	24, 464	24, 754	289

<sup>(</sup>注) 取得価額は償却原価によっております。

# ② 金銭の信託の時価情報等

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

# ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和3年度・4年度において、該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

#### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:件、百万円)

	 種 類		3年度		4年度			
	性	件 数	新契約高	保有高	件 数	新契約高	保有高	
	終身共済	19, 697	3, 738	168, 178	19, 495	2, 834	155, 660	
	定期生命共済	640	2, 541	7, 425	818	2, 278	9, 446	
生	養老生命共済	10, 568	819	58, 618	9, 897	846	51, 465	
命	うちこども共済	5, 353	530	21, 059	5, 317	504	19, 954	
総合	医療共済	14, 556	159	5, 942	14, 648	90	5, 138	
共	がん共済	6, 500		535	6, 493	_	505	
済	定期医療共済	374		398	351	_	381	
	介護共済	2, 931	674	6, 031	3, 076	424	6, 355	
	年金共済	11, 044		230	11, 317	_	152	
建物	<b>更生共済</b>	22, 520	27, 631	377, 586	22, 207	26, 972	374, 603	
	合 計	88, 830	35, 563	624, 947	88, 302	33, 447	603, 708	

- (注) 1. 金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。))、介護共済は一時払契約の死亡給付金額です。
  - 2. 年金共済は年金共済に付加された定期特約金額です。
  - 3. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始(平成5年度)以前に契約された養老生命、 終身、年金の各共済契約についても合算して計上しています。

#### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類 <b>*</b> **********************************		F度	4年度		
性	新契約高	新契約高 保有高		保有高	
医療共済	344	76, 173	183	61, 855	
区 僚 共 <i>消</i>	336, 008	399, 890	321, 429	780, 737	
がん共済	1, 902	38, 741	1, 598	38, 358	
定期医療共済	-	1, 886	-	1, 773	
合 計	2, 247	116, 800	1, 781	101, 986	
合 計	336, 008	399, 890	321, 429	780, 737	

- (注) 1. 金額は共済金額です。
  - 2. 「医療共済」と「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

## (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

1 <del>4</del>	34	<b>丰</b> 度	4年度		
種類	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介護共済	894	9, 605	677	9, 977	
生活障害共済(一時金型)	1, 315	4, 149	1, 399	5, 394	
生活障害共済(定期年金型)	63	368	51	398	
特定重度疾病共済	992	2, 063	1, 045	3, 037	

<sup>(</sup>注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

## (4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

1=	**	3 🕏	F度	4年度		
種	類	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年金開始前		723	5, 372	562	5, 588	
年金開始後			1, 077		1, 029	
合	計	723	6, 450	562	6, 618	

<sup>(</sup>注) 金額は年金年額(利率変動型年金は最低保証年金額)です。

# (5) 短期共済新契約高

種類	3 🕏	F度	4年度		
性	金 額	金 佳	金 額	掛 金	
火災共済	29, 504	35	29, 567	36	
自動車共済		1, 028		1, 016	
傷害共済	32, 614	36	43, 628	36	
団体定期生命共済	_	_	_	_	
定額定期生命共済	4	0	4	0	
賠償責任共済		1		1	
自賠責共済		113		114	
合 計		1, 215		1, 206	

<sup>(</sup>注) 金額は保障金額です。

# IV 経営諸指標

## 1. 利益率

(単位:%)

項目	3年度	4年度	増 減
総資産経常利益率	0. 19	0. 14	△0. 05
資本経常利益率	2. 53	1. 82	△0. 71
総資産当期純利益率	0. 14	0. 11	△0. 03
資本当期純利益率	1. 86	1. 45	△0. 41

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
  - 2. 資本経常利益率 = 経常利益/純資産勘定平均残高×100
  - 3. 総資産当期純利益率
    - = 当期剰余金(税引後) /総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
  - 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

#### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区	分	3年度	4年度	増 減
貯貸率	期末	21. 13	23. 25	2. 12
灯貝竿	期中平均	20. 71	22. 37	1. 66
貯証率	期末	8. 62	8. 36	△0. 26
只正学	期中平均	7. 87	8. 44	0. 57

- (注) 1. 貯貸率 (期末) =貸出金残高/貯金残高×100
  - 2. 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100
  - 3. 貯証率 (期末) =有価証券残高/貯金残高×100
  - 4. 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100

# V 自己資本の充実の状況

# 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

	3年度	4年度
項目		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	24, 483	24, 801
うち、出資金及び資本準備金の額	4, 573	4, 590
うち、再評価積立金の額	_	_
うち、利益剰余金の額	19, 973	20, 284
うち、外部流出予定額 (△)	44	45
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	18	28
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
うち、回転出資金の額		_
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の	_	_
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額の	_	_
うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	24 405	24 002
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24, 485	24, 803
コア資本に係る調整項目	67	70
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	67	79
うち、のれんに係るものの額	67	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	07	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	
適格引当金不足額 コンス・ロース・クランス・ファイン・ロース・グランス・ロース・グランス・ファイン・ロース・グランス・ファイン・ロース・グランス・ファイン・ロース・グランス・ファイン・ロース・グランス・ファイン・ロース・グランス・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン	_	<u>_</u>
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 を集みは伊護原によりはよるは伊護原本的です。 マウスタオに第3 されて第	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
前払年金費用の額	_	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
	_	<u>_</u>
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	70
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	67	79
自己資本	04 417	04 704
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	24, 417	24, 724

		3年度	4年度
	項   目		
リス・	ク・アセット等		
信用	リスク・アセットの額の合計額	131, 480	128, 688
5	ち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	_
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	_	_
	うち、上記以外に該当するものの額	_	_
オペ	・ レーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9, 472	9, 170
信用	リスク・アセット調整額	_	_
オペ		_	_
リス・	ク・アセット等の額の合計額 (二)	140, 953	137, 858
自己	資本比率		
自己	資本比率((ハ)/(二))	17. 32	17. 93

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
  - 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の 適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の 算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
  - 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

# 2. 自己資本の充実度に関する事項

# ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:白万円)						
		3年度			4年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセッ ト額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャ 一の期末残高	リスク・アセッ ト額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1, 243	_	_	1, 262	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19, 214	_		18, 744	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_		1	_	_
国際決済銀行等向け	_	_		1	_	_
我が国の地方公共団体向け	6, 111	_	_	6, 623	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_		1	_	_
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	1, 408	140	5	1, 408	140	5
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	213, 349	42, 469	1, 698	206, 155	41, 231	1, 649
法人等向け	3, 279	1, 696	67	3, 806	1, 753	70
中小企業等向け及び個人向け	8, 998	4, 690	187	12, 433	3, 412	136
抵当権付住宅ローン	7, 273	2, 468	98	7, 128	2, 407	96
不動産取得等事業向け	9, 016	8, 762	350	8, 402	8, 175	327
三月以上延滞等	26	7	0	18	7	0
取立未済手形	34	6	0	38	7	0
信用保証協会等保証付	28, 075	2, 772	110	31, 383	3, 103	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	_	_	l	l	_	_
共済約款貸付	_	_	1	-	_	_
出資等	999	982	39	993	989	39
(うち出資等のエクスポージャー)	999	982	39	993	989	39
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_		_	_	_	_
上記以外	32, 446	67, 482	2, 699	32, 264	67, 459	2, 698
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_	-	_	_	_	_
(うち農林中央金庫又は農業協同組合 連合会の対象資金調達手段等に係るエ クスポージャー)	22, 804	57, 011	2, 280	22, 805	57, 014	2, 280
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャ 一)	639	1, 597	63	657	1, 644	65
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_	_	_
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー)	_	_	-	_	_	_

(うち上記以外のエクスポージャー)	9, 002	8, 872	354	8, 800	8, 800	352
証券化	_	_	_	_	_	_
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	_	_
(うち非STC適用分)	_	_	_	_	_	_
再証券化	_	_	_		_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	_	_	_	_	_	_
(うちルックスルー方式)	_	_		1	_	_
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式 250%)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式 400%)	_	_	_	_	_	_
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	_	_	_	_	_	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったも のの額(△)	_	_			_	-
準的手法を適用するエクスポージャー別計	330, 479	131, 480	5, 259	330, 664	128, 688	5, 14
VAリスク相当額÷8%	_	_	1	1	-	
央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	
用リスク・アセットの額の合計額	330, 479	131, 480	5, 259	330, 664	128, 688	5, 14
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	オペレーショナル を8%で除	・・リスク相当額 して得た額	所要 自己資本額	オペレーショナル を8%で除	レ・リスク相当額 :して得た額	所要 自己資本額
<基礎的手法>	· ·	a	b=a × 4%	ŧ	a	b=a×4
		9, 472	378		9, 170	3
所要自己資本額計	リスク・アセッ	ト等(分母)計	所要 自己資本額	リスク・アセッ	卜等(分母)計	所要 自己資本額
	á	<u> </u>	b=a × 4%	á	a	b=a×4
		140, 953	5, 638		137, 858	5, 5

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を 原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
  - 5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に 係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前 の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
  - 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信 用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
  - 7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

#### 3. 信用リスクに関する事項

## ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付け のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関				
株式会社格付投資情報センター(R&I)				
株式会社日本格付研究所(JCR)				
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)				
S&Pグローバル・レーティング(S&P)				
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)				

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する ための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's,	
(長期)	JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's,	
(短期)	JCR, S&P, Fitch	

# ② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

				3 £	F度			4 1	<b>丰度</b>	
			信用リスク に関するエ クスポージ ャーの期末 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポージ ャーの期末 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延 滞エクスポ ージャー
		農業	246	156	_	0	378	288	_	_
		林業	_	_	_	_	_	_	_	_
		水産業	1	l	ı	ı	ı	_	ı	_
		製造業	200	l	200	ı	500	_	500	_
		鉱業	ı	l	l	l	ı	_	ı	_
		建設・不動産業	1, 543	1, 543	ı	ı	1, 406	1, 406	ı	_
	法 -	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2, 005	1	2, 005	1	2, 304	_	2, 304	_
	人	運輸・通信業	500	-	500	1	500	_	500	_
		金融•保険業	237, 365	3, 040	1, 809	1	231, 176	3, 041	1, 809	_
		卸売·小売·飲食・サービス業	551	10	1	-	642	5	100	_
		日本国政府・ 地方公共団体	24, 968	5, 150	19, 816	-	25, 082	5, 732	19, 346	_
		上記以外	523	523	-	-	458	458	_	_
	個	人	52, 351	52, 340	l	26	57, 995	57, 988	l	21
	その	D他	10, 223	1	1	1	10, 217	_	1	_
	業種	重別残高計	330, 479	62, 764	24, 331	26	330, 664	68, 923	24, 562	21
	1年	以下	213, 374	417	1, 604		206, 860	401	300	_
	1年	超3年以下	2, 074	1, 373	700	1	2, 067	1, 766	300	_
	3年	超5年以下	3, 105	2, 605	500		5, 777	3, 166	2, 611	
	5年	超7年以下	8, 823	4, 414	4, 409		13, 878	6, 090	7, 788	
	7年	超 10 年以下	16, 360	7, 846	8, 514	-	11, 846	5, 614	6, 231	_
	10 4	年超	54, 406	45, 804	8, 602		58, 922	51, 591	7, 330	
	期	見の定めのないもの	32, 334	302	0		31, 312	291		
	残存	序期間別残高計	330, 479	62, 764	24, 331		330, 664	68, 923	24, 562	_

- (注) 1. 当 J A は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
  - 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券 化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商 品取引の与信相当額を含みます。
  - 3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外の オフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」と は、契約した期間及び融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行 することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

# ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

			3年度			4年度				
区分	期首	期中	期中派	<b>載少額</b>	期末	期首	期中	期中》	<b>載少額</b>	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	1	1	_	1	1	1	1	_	1	1
個別貸倒引当金	157	133	2	154	133	133	110	6	126	110

# ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

				34	年度					4:	年度		
	区 分	期首	期中	期中源	域少額	期末	貸出金	期首	期中	期中派	<b>載少額</b>	期末	貸出金
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	償却	残高	増加額	目的使用	その他	残高	償却
	農業	15	11	_	15	11	_	11	4	_	11	4	_
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
٠_	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設・不動産業	_	_	_			_	_	-	_	_		_
	電気・ガス・	_	_	-	1		-	_		_	_		_
	熱供給・水道業												
人	運輸・通信業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
	金融・保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	8	5	1	8	5	1	5	1		5		_
	その他	_	_	_		_					_		_
個	人	133	117	_	133	117	-	117	106	_	117	106	_
業種	<b>動計</b>	157	133	_	157	133	_	133	110	_	133	110	_

<sup>(</sup>注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。 当 J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

# ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

			3年度			4 年度	
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
	リスク・ウェイト 0%		27, 707	27, 707	-	27, 705	27, 705
	リスク・ウェイト 2%		_	_		_	
信	リスク・ウェイト 4%	1		-	1	_	_
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 10%		29, 131	29, 131		32, 446	32, 446
えっ	リスク・ウェイト 20%	100	212, 384	212, 484	500	216, 507	217, 007
削減	リスク・ウェイト 35%		7, 053	7, 053		6, 831	6, 831
鰲	リスク・ウェイト 50%	3, 006	7, 302	10, 309	3, 306	10	3, 316
勘室	リスク・ウェイト 75%		1, 570	1, 570	_	1, 828	1, 828
後	リスク・ウェイト 100%	_	18, 776	18, 776		18, 061	18, 061
篙	リスク・ウェイト 150%		3	3	_	3	3
	リスク・ウェイト 250%		23, 443	23, 443		23, 463	23, 463
	その他	_	_	_	_	_	_
リスケ	リスク・ウェイト 1250%を適用する残高		_	_		_	_
	合 計	3, 106	327, 373	330, 479	3, 806	326, 857	330, 664

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券 化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品 取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
  - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措 置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリス ク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 4. 「リスク・ウェイト 1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用 リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るも の、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエク スポージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を 適用しています。

「適格金融資産担保」付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

# ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	3 🕏	<b>F</b> 度	4 🕏	F度
区分	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	_	-	_
我が国の政府関係機関向け	1		1	_
地方三公社向け	_		-	_
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	1		_
法人等向け	_			_
中小企業等向け及び個人向け	145	7, 035	123	10, 232
抵当権付住宅ローン	_			80
不動産取得等事業向け	25		24	_
三月以上延滞等	_			_
中央清算機関関連	_	_	_	_
上記以外	_	244	_	
合 計	170	7, 279	148	10, 313

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞 している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業 者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
  - 3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

#### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

#### 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

#### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出 資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J Aにおいては、これらを①子会 社等出資、②その他有価証券、③系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。 ①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等の評価等については、 ①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

#### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	3年	度	4年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	_	1	_	_	
非上場	20, 763	20, 763	20, 757	20, 757	
合 計	20, 763	20, 763	20, 757	20, 757	

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

#### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	3年度			4年度	4年度		
売却益	売却益 売却損 償却額			売却損	償却額		
_	_	_	_	_	_		

# ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有区分を その他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

3:	年度	4年度			
評価益	評価損	評価益	評価損		
_			_		

# ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

3:	年度	4年度			
評価益	評価益評価損		評価損		
_	1	ı	_		

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	3年度	4年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	_	_
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	1
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	_	_

#### 9. 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の 市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めて
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

います。

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(/EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.2年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していませ ん。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当 該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 /EVE 及び /NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の 開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

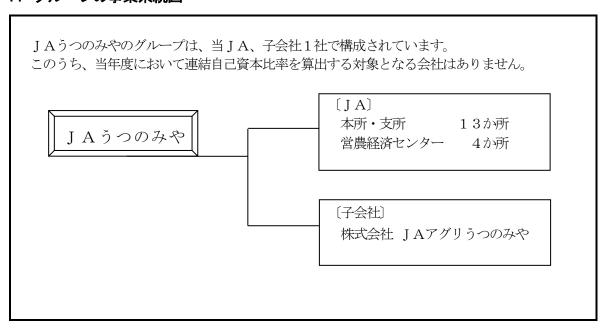
# ② 金利リスクに関する事項

IRR	IRRBB 1 : 金利リスク									
項番		⊿E	VE	⊿NII						
番		前期末	当期末	前期末	当期末					
1	上方パラレルシフト	2, 264	1, 951	294	270					
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0					
3	スティープ化	2, 068	1, 809							
4	フラット化	0	0							
5	短期金利上昇	80	78							
6	短期金利低下	0	0							
7	最大値	2, 264	1, 951	294	270					
		前期末    当期末			胡末					
8	自己資本の額	24,	417	24,	724					

- (注) 1. 「∠EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として 計測されるものをいいます。
  - 2. 「∠NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

# VI グループの概況

# 1. グループの事業系統図



## 2. 子会社の状況

(単位:百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当JAの 議決権比率	当 J A 及び 他の子会社等の 議決権比率
株式会社 J A アグリ うつのみや	宇都宮市中里町 1435番地1	農畜産物の 生産・加工 及び販売	平成 25 年8月29日	90	99. 9	99. 9

# 3. 子会社の財産及び損益の状況

# (1)貸借対照表

## 令和5年2月28日現在

岱	借卖	中胚	表

株式会社JAアグリうつのみや		左0月00月7日 <del>左</del>	)//L
·/a -		年2月28日現在	<u>単位:千円</u>
資産の	部	負債の	部
科 目	金額	科 目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	4, 073
普通預金	79, 310	仮受金	152
(棚卸資産)	,	未払法人税等	1, 038
仕掛品	3, 713	負債の部合計	5, 265
原材料	6, 383	純資産の	部
(その他流動資産)	,	【株主資本】	
未収金	2, 001	資本金	90, 000
前払費用	16	【利益剰余金】	
【固定資産】		繰越利益剰余金	△ 250
(有形固定資産)		(うち当期利益剰余金)	9, 244
構築物	285	純資産の部合計	89, 749
機械及び装置	3, 242	小の文字ではい	00,710
車両運搬具	1, 557		
工具器具備品	7, 746		
減価償却累計額	△ 10, 204		
// // // // // // // // // // // // //	4 10, 204		
(双頁等)   出資金	50		
	912		
性舌女だ慎立並 資産の部合計	95, 014	負債・純資産の部合計	95, 014
具性の叩口引	95, 014	見良 代見性のから引	95, 014

# (2) 損益計算書 令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

	書	
株式会社 JAアグリうつのみや 自 令和4年 至 令和5年	■3月 1日 ■2月28日	単位:壬四
科 目	金額	単位:千円 合 計
【売上高】		60, 348
売上高(いちご)	13, 290	
売上高(米)	11, 541	
売上高(麦) 売上高(大豆)	2, 261 832	
売上高(大豆) 売上高(野菜)	165	
作業受託収入	1, 817	
一	1, 675	
事業雑収入	28, 764	
【売上原価】		29, 455
期首商品・製品棚卸高	_	
当期商品仕入高 当期製品製造原価	29, 455	
ヨ朔袋品袋追ぶ伽 期末商品・製品棚卸高	29, 400	
(売上総利益)		30, 892
【販売費・一般管理費】		22, 209
販売費・一般管理費	22, 209	
(営業利益)		8, 683
【営業外収益】		1, 600
預金利息   受取配当金	_	
一般助成収入	790	
雑収入	810	
【営業外費用】		-
営業外費用	_	
(経常利益)		10, 283
【特別利益】		_
国庫補助金 【特別損失】	_	_
固定資産圧縮額	_	
税引前当期利益		10, 283
法人税及び住民税		1, 038
当期利益		9, 244

# 【役職員の報酬等】

#### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について

令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。 なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	58, 772	58, 800
監 事	13, 933	14, 000
合 計	72, 705	72, 800

(注) 1. 対象役員は、理事25名、監事6名です。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会(組合員から選出された委員8人及び学識経験者1人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

#### 2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、該当する者はいません。

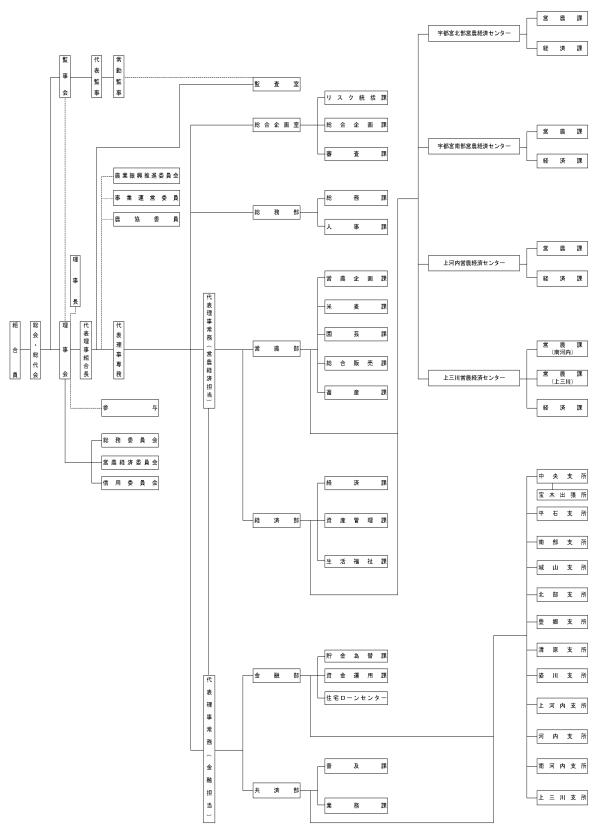
- (注) 1. 職員等には、期中に退職した者も含めています。
  - 2. 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

#### 3. その他

当 J Aの対象役員及び職員等の報酬等については、上記開示のとおり過度なリスクテークを 惹起するおそれのある要素はありません。

# 【JAの概要】

#### 1. 機構図(令和5年4月1日現在)



- (注) 1. 令和4年9月1日より、農機事業はJA全農とちぎとの一体運営に移行したため、農業機械課を廃止しました。
- (注) 2. 令和5年4月1日より、営農経済事業改革に伴う営農経済センター集約再編を行い、西部営農経済センターを北部営農経済センターに集約、東部営農経済センターを南部営農経済センターに集約、 河内営農経済センターを上河内営農経済センターに集約、南河内営農経済センターを上三川営農経済センター(営農課を2課制)に集約しました。

# 2. 役員構成(役員一覧)

(令和5年5月末現在)

	区分					区 分		7440 1 0 7 1 7 1	
役職名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	氏 名	備考	役職名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	氏 名	備考
組合長	常勤	有	佐藤 俊伸	<b>※</b> 1	理 事	非常勤	無	金田 裕重	<b>※</b> 1
専務理事	常勤	"	半田 光隆	<b>※</b> 1	"	"	"	郷間 清博	<b>※</b> 1
常務理事	常勤	IJ	見形 繁	<b>※</b> 2	11	"	"	福嶋修	<b>※</b> 1
常務理事	常勤	"	阿久津敏明	<b>※</b> 2	"	"	"	鈴木 和弘	<b>※</b> 1
理 事	非常勤	無	中山 利久	<b>※</b> 2	"	"	"	稲葉 隆一	<b>※</b> 1
"	11	"	福村 和夫	<b>※</b> 2	"	"	"	山口 幸夫	<b>※</b> 1
"	11	IJ	池田 久雄		11	"	"	上野 誠	<b>※</b> 1
"	11	"	所 洋子	<b>※</b> 1	"	"	"	篠塚 邦善	<b>※</b> 1
"	"	"	矢口 正威	<b>※</b> 1	"	"	"	大森 貞克	<b>※</b> 1
"	"	"	本多 幸子		監 事	非常勤	_	田野 茂	代表監事
"	11	"	坂入 典文	<b>※</b> 1	"	常勤	_	増渕 昭雄	常勤監事
"	"	"	丸山 明子		"	非常勤	_	國谷 修一	
"	11	"	鈴木 正光	<b>※</b> 1	"	"		地神 康弘	
"	11	"	天谷 玉枝		11	"		篠原 貴也	
"	11	"	今泉 弘	<b>※</b> 1	11	"		矢古宇 克	員外監事
II	IJ	"	髙木 浩巳	<b>※</b> 1					

## (注) 備考欄の記載内容は次のとおりです。

- ※1 認定農業者に該当するもの(農協法第30条第12項第1号)
- ※2 実践的能力者に該当するもの(同第12項第2号)

## 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年6月現在) 所在地:東京都港区芝

# 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	3年度	4年度	増 減
正組合員	11, 074	10, 901	△173
個人	11, 030	10, 851	△179
法人	44	50	6
准組合員	8, 985	9, 216	231
個 人	8, 683	8, 917	234
法人	302	299	△3
合 計	20, 059	20, 117	58

# 5. 組合員組織の状況(令和5年5月末現在)

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
苺専門部	248	いきいき野菜クラブ	8
玉葱専門部	172	レタス専門部	7
ほうれん草専門部	118	宇都宮花木生産部会	7
トマト専門部	109	バラ専門部	6
ニラ専門部	108	菊専門部	6
梨専門部	98	球根切花専門部	5
茄子専門部	85	ごぼう専門部	3
グリーンアスパラガス専門部	62	大和芋専門部	3
春菊専門部	58	キウイフルーツ専門部	3
ねぎ専門部	57	河内花卉部会	3
ブロッコリ一専門部	44	ジュース用トマト生産部会	2
胡瓜専門部	44	和牛改良専門部会	36
干瓢専門部	37	肥育牛部会	24
南河内蔬菜部会	27	養豚専門部会	6
きのこ専門部	26	水稲病害虫防除協議会	2, 883
モロヘイヤ専門部	20	耕種受検組合	2, 883
りんご専門部	18	年金受給者友の会	13, 327
ぶどう専門部	15	資産管理部会	444
里芋専門部	14	青壮年部	249
旬菜乃会	12	みどり会	450
梅専門部	11	あじさい会	31
栗専門部	10	なの花会	22
スイートコーン専門部	9	トラベルリーダー会	19
上三川花き研究会	9		
生姜部会	8		

# 6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

# 7. 共済代理店の状況

(令和5年4月1日現在)

管轄支所	代 理 店 名	郵便番号	住 所	電話番号
中央	手塚モータース	320-0058	宇都宮市上戸祭 1-1-21	028-622-1855
	西沢自動車整備工場	321-0901	宇都宮市平出町 3538-1	028-661-7259
平石	七福モータース整備工場	321-0903	宇都宮市下平出町 1582-1	028-662-0434
<del>=</del> •77	江曽島モータース	321-0107	宇都宮市江曽島町 1077-1	028-658-7530
南部	金田輪栄モータース	321-0913	宇都宮市上桑島町 646-4	028-656-5353
城 山	桑久保溶接鈑金	321-0345	宇都宮市大谷町 1424-9	028-652-0447
- 姚 山	オートサービスタカハシ	321-0343	宇都宮市田下町 461	028-652-4455
	石川輪業商会	321-2118	宇都宮市新里町丙 225	028-665-1239
	(有)斉藤自動車整備工場	321-2114	宇都宮市下金井町 522-3	028-665-1635
北 部	池田自動車整備工場	321-2116	宇都宮市徳次郎町 1957-7	028-665-2424
	有限会社 薗田モータース	321-2104	宇都宮市上小池町 439	028-669-2711
	オートガレージヒロ	321-2102	宇都宮市篠井町 2651-2	028-669-3188
姿 川	有限会社 笑和自動車整備工場	320-0852	宇都宮市下砥上町 1538-4	028-658-2096
	(有)横塚自動車	321-0414	宇都宮市中里町 1585	028-674-3270
	ハナヅカ自動車	321-0402	宇都宮市今里町 57-2	028-674-3272
	有限会社 関根商事	321-0412	宇都宮市関白町 342-1	028-674-2186
上河内	小林自動車	321-0403	宇都宮市下小倉町 2707	028-674-3689
	篠原自動車整備工場	321-0403	宇都宮市下小倉町 825	028-674-2731
	村上オートサービス	321-0403	宇都宮市下小倉町 1900-2	028-674-3798
	ニューサービス 小野木	321-0401	宇都宮市上小倉町 2175-4	028-674-3013
	東明鈑金塗装	329-1103	宇都宮市東岡本町 242-5	028-673-1938
	(株)JAグリーンとちぎ	329-1105	宇都宮市中岡本町 2713-1	028-673-2911
	(有)岡本自動車商会	329-1105	宇都宮市中岡本町 2391-1	028-673-4521
河内	SAITO AUTO	329-1105	宇都宮市中岡本町 537-2	028-673-1074
	有限会社 北山自動車商会	329-1104	宇都宮市下岡本町 3725-1	028-671-0061
	田原自動車(株)	329-1112	宇都宮市上田原町 142-1	028-672-0158
	藤田輪業(メカショップ フジタLTP)	329-1102	宇都宮市白沢町 2017	028-673-4393
	(有)小島自動車	323-0113	下野市上坪山 763-1	0285-48-1888
	(有)曾根自動車	323-0115	下野市下坪山 1878	0285-48-2258
	西田自動車	323-0102	下野市上吉田 500-1	0285-48-2388
南河内	(株)野口自動車	329-0431	下野市薬師寺 1768	0285-48-0129
113 7 3 1 3	カードック小川	329-0524	河内郡上三川町多功 517-5	0285-53-3023
	富永オートサービス	329-0421	下野市成田 396	0285-48-0645
	海老原自動車	329-0425	下野市田中 412	0285-48-0826
	(株)ランナーズオート	329-0432	下野市仁良川 1571-11	0285-48-5199
	前原輪業	329-0611	河内郡上三川町上三川 5067-6	0285-56-2347
	早瀬輪店	329-0613	河内郡上三川町坂上 106	0285-56-8410
	高田モータース	329-0602	河内郡上三川町東汗 112	0285-56-2630
上三川	羽石自動車工業	329-0607	河内郡上三川町西汗 1507-3	0285-56-4974
	稲葉モータース	329-0529	河内郡上三川町下神主 76-2	0285-53-1108
	有限会社 カーメイクヒロ	329-0521	河内郡上三川町石田 2073-1	0285-56-1121
	旭自動車(株)	329-0431	下野市薬師寺 3364	0285-44-1320

# 8. 沿革・あゆみ

年 月		主 な 事 項
平成 10 年	3月	宇河地区5 J Aが合併し、宇都宮農業協同組合が発足
	3月	組合員向け広報紙「アグリジャンプ」創刊
	10月	コミュニティー広報紙「アグリうつのみや」創刊
	11月	横山低温倉庫竣工
	12月	貯金2千億円達成
平成 11 年	1月	篠井地区ライスセンター竣工
	9月	明治低温倉庫竣工
	11月	上三川営農経済センター購買店舗開所
	12月	南河内営農経済センター購買店舗開所
平成 12 年	2月	デイサービスセンター「ほほえみ豊の郷」開所
	6月	組合員意向調査実施
	7月	シャイニングプラン21キックオフ大会開催
	9月	オリジナルブランド米「みやおとめ」販売開始
平成 13 年	3月	ホームページ開設
	5月	「農林水産大臣表彰」共済保有契約優績表彰 受賞
	8月	北部地区低温ラック式自動農業倉庫竣工
	10月	経済事業新配送体制開始
	11月	大豆共同乾燥調製施設竣工
	11月	JAネットバンク取扱い開始
平成 14 年	9月	J A総合診断(組合員・職員アンケート調査)実施
平成 16 年	1月	上三川営農経済センター農機具倉庫竣工
	2月	トマト・梨統一選果場竣工
	11月	デイサービスセンター「ほほえみ上三川」竣工・開所
平成 17 年	4月	「地域No.1運動」実践開始
	4月	花卉集出荷施設・パッケージセンター竣工
平成 18 年	3月	南河内統合事務所竣工
	5月	南河内ライスセンター竣工
	6月	組合員意向調査実施
平成 19 年	1月	ATM生体認証取扱開始
	3月	越冬トマト専門部「全農安心システム」認証
	3月	「食と農を考えるフォーラム2007」
	4月	「リスク管理課」創設
	5月	WTO·EPA集会に3,000人
	10月	合併10周年記念式典
平成 20 年	3月	園芸振興大会開催
	6月	合併10周年記念「地産地消フェア」
	6月	越冬トマト専門部「JGAP(日本版農業生産工程管理)」認証
	11月	生産資材高騰対策会議
平成 21 年	3月	「宇都宮牛」県内販売を再開
	4月	機構改革により「園芸施設課」、「直販課」、「園芸指導課」が発足
7 8 4	7月	「農業電子図書館」稼働
平成 22 年	3月	
7 8 4	10月	
平成 23 年	1月	TPP交渉への参加阻止栃木県民集会へ参加

	3月	「道の駅しもつけ」にてJAうつのみやブースをオープン
平成 24 年	2月	北部地区カントリーエレベーター竣工
	3月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編(豊郷・清原・河内・上三川)
平成 25 年	4月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編(平石・上河内)
	8月	JAグリーンかみかわちオープン
	8月	(株) J Aアグリうつのみや設立
平成 26 年	3月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編(北部)
	3月	JAグリーンふれあいオープン
	4月	機構改革により「リスク管理課」を「総合企画課」と統合
平成 27 年	3月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編(南部)
	3月	JAグリーンインターパークオープン
	4月	東日本大震災による建物損害に伴い、支所新築(城山)
平成 28 年	3月	新トマト・梨選果施設竣工
	4月	機構改革により「営農企画課」、「園芸課」、「総合販売課」が発足
	4月	各営農経済センターの「農機係」を集約した「農業機械課」が発足
	9月	直売所ネットワーク事業スタート
	11月	准組合員向け広報紙「アグリうつのみやJOIN」創刊
平成 29 年	2月	地域農業振興大会開催
	5月	「営農振興・担い手育成積立金」創設
	12月	合併20周年記念式典
平成 30 年	3月	合併20周年記念「地産地消フェア」
	4月	機構改革により「リスク統括課」が発足
	11月	宇都宮市との地域包括連携協定を締結
	12月	JAの自己改革に関する組合員アンケート実施(~平成 31 年 4 月)
平成 31 年	4月	機構改革により「業務課」が発足
	4月	「上三川いきいきプラザ農産物直売所」オープン(上三川町より運営受託)
令和元年	7月	無料職業紹介事業を開始(県域WEBサイト開設)
令和2年	3月	梨専門部有志「とちぎGAPの第三者確認」認証
	11月	下野市との地域包括連携協定を締結
	12月	上三川町との地域包括連携協定を締結
令和3年	3月	機構改革により「住宅ローンセンター」が発足
	4月	建物老朽化に伴い、宝木出張所新築(住宅ローンセンター併設)
令和4年	3月	准組合員モニター制度設置
	4月	貯金3千億円達成
	9月	営農経済事業改革に伴い、「農業機械課」を全農とちぎとの一体運営方式に変更
令和5年	4月	営農経済事業改革に伴い、8営農経済センターを4営農経済センターに集約

# 9. 店舗等のご案内

○支所等 (令和5年4月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM数
本 所	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 3-10	028-625-3380	1台
中央支所	〒320-0806	v 633-3467	1台
宝木出張所	〒320-0061 " 宝木町 1-2591-1	" 622 <del>-</del> 6111	1台
平石支所	〒321-0901	" 661 <b>-</b> 4311	1台
南部支所	〒321-0113	" 656 <del>-</del> 1020	2台
城山支所	〒320-0065	" 652 <del>-</del> 0711	1台
北部支所	〒321-2118	<i>"</i> 665–0003	1台
豊郷支所	〒321-0975	" 624 <del>-</del> 8011	1台
清原支所	〒321-3236	" 667 <b>–</b> 0151	1台
姿川支所	〒320-0852 " 下砥上町 1486-1	v 658–6881	1台
上河内支所	〒321-0403 " 下小倉町 1218	" 674 <del>-</del> 3333	1台
河内支所	〒329-1102 " 白沢町 1797	" 673 <del>-</del> 3135	1台
南河内支所	〒329-0425 下野市田中 579-1	0285-48-2211	1台
上三川支所	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	" 55 <del>-</del> 1510	1台

## ○営農経済センター

店舗名	住 所	電話番号
宇都宮北部営農経済センター	〒321-2118 宇都宮市新里町丙 286-1	028-665-0550
宇都宮南部営農経済センター	〒321-0113	" 656-8484
上河内営農経済センター	〒321-0403 " 下小倉町 1218	" 674-2164
上三川営農経済センター	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	0285-55-1511

## 店舗以外のATM設置状況

宇都宮市	宇都宮市役所	宇都宮市旭 1-1-5 宇都宮市役所 1 階	1 台
"	済生会宇都宮病院	〃 竹林町 911-1 済生会宇都宮病院 1 階	1 台
"	栃木県JAビル	〃 平出工業団地 9-25 栃木県 J A ビル 1 階	1 台
"	篠井	〃 下小池町 569-104	1 台

<sup>(</sup>注) JAうつのみやのATMは全て生体認証システム対応となっております。

